

平成24年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成24年 9月14日(金)

午前 10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	山木一男	君
教育委員長	日暮茂男	君	農業委員会	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
政策推進室長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	商工観光課長	菅原秀史	君
住民生活課長	谷口勲	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	吉田憲司	君	和風園園長	橋英則	君
旭寿園園長	中山利之	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅野信行	君	書記	吉田正晴	君
------	------	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第 1 号	平成23年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成23年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第 5 3 号	沼田町防災会議条例及び沼田町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第 5 4 号	平成24年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 5 5 号	平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 6 号	平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第 5 7 号	教育委員会委員の任命について
議案第 5 8 号	教育委員会委員の任命について
議案第 5 9 号	沼田町防衛施設周辺無線放送施設整備工事の請負契約について
意見案第 3 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について
意見案第 4 号	保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。大変ご苦勞様です。これより、定例会を開会する前に出席の傍聴者の皆様方に一言申し上げます。本日議員並びに理事者、説明員におきましては軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し添えます。傍聴の皆様におかれましても楽な姿勢で議会の傍聴をいただければと議長よりお伝えを致します。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました、平成24年第3回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡邊議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。中村委員長。

(議会運営委員会報告 中村委員長登壇)

○委員長（中村保夫委員長）おはようございます。議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月7日午後3時から議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算認定2件、行政報告2件、一般質問、町長に対して7人10件、教育長に対して1人1件。更に一般議案6件の内、条例改正1件、平成24年度補正予算3件、任命2件でありました。この他、議長に提出されました陳情3件の内、2件を上程すべきものとして取扱うことで意見の一致を見たところであります。

以上、付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日14

日金曜日から18日火曜日までの5日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日14日から18日までの5日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日14日から18日までの5日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（平成23年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、認定第1号。平成23年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、決算審査特別委員会で審査することに致したいので簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）認定第1号。平成23年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。平成24年9月14日提出、町長名であります。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

（山木一男代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（山木代表監査委員）おはようございます。平成23年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって平成23年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は下記の通りである。

[以下、議案意見書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第1号は議長、監査委員を除く、議員8名による決算審査特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(平成23年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、認定第2号、平成23年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件については決算審査特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）認定第2号、平成23年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により平成23年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成24年9月14日提出、沼田町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木一男代表監査委員 登壇)

○代表監査委員（山木一男委員）平成23年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成23年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっております認定第2号は議長、監査委員を除く議員8名による決算審査特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思えます。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(金平嘉則町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）皆さんおはようございます。平成24年度第3回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用にも係わらず全議員の出席を賜りましたことに、まずをもってお礼を申し上げます。

では、一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(生沼教育長 登壇)

○教育長（生沼篤司教育長）続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

（以下、教育行政報告を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終わります。ここで休憩と致します。なお、午後の開会は1時と致します。

10時44分 休憩

13時00分 再開

(一般質問)

○議長（杉本邦雄議長）傍聴者の皆様に申し添えます。会議は軽装にて執り行っておりますのでご理解お願いいたします。再開致します。日程第7、一般質問を行います。

始めに、町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番高田議員、消防組合の不正経理に対する沼田町の基本姿勢について質問してください。

○3番（高田勲議員）3番、高田勲であります。私はですね、残念ながら本年の4月に発覚致しました、深川地区消防組合の不正経理に対する町の基本姿勢といたしまし
ょうか、町長のこの事案に対する基本的な取り組みのお考えについて質問したいという風に思います。

何せ、一部事務組合の案件に対する一般質問となりますので、私の質問できる範疇も当然限られてまいります。もし、町長の答弁できる範疇を超えましたならば、遠慮なくそれは、私の範疇ではないという風に答えていただいてそれは結構かなと思います。案件につきましては皆様それぞれ報道等でご承知かと思いますが、本年4月に1市5町がそれぞれ負担しております、深川地区消防組合の負担金の内、4町分に当たる3,310万円、これは、妹背牛町、幌加内町、北竜町、沼田町であります、3,310万円の内、沼田町が負担した分は、980万円という風に伺っておりますが、これがどこかにいってしまった。要は用途不明のお金になってし

まったということでもあります。

しかも、この不正経理についてはいつから始まったかは、その後、私どももあまり説明を受けていないのではっきりしたことは分からないのですが、10年以上前からは行われていて、順送りでそれを繰り返してきたという風に聞かされております。正に、組織をあげて行われた悪質な横領行為であり、本来、消防の枕詞でよく「地域住民と生命と財産を守る」という言葉が使われますが、住民の財産を剥奪した、正にこれは背徳行為としか言いようがありません。

深川地区消防組合には先程申しましたように、沼田町も応分の負担金を出していることから、当事案に対する町長の基本姿勢、どういう風に取り組んでいくか、どういう風に対応していくかということについて町長の基本姿勢をお伺いしたいと思います。

一般質問の通告書、簡条書きで1から3までになっておりますが、若干、順番が前後しますが、3番の方から入って行きたいと思っておりますけれども、まず本案件が発覚したのが4月の16日の出納検査という風に伺っております。その後、深川地区消防組合は何をやっていたのかは知らないが、6月5日、1ヶ月半後のこれは構成する市町の協議会、これまでは何の連絡も無かったという風に伺っておりますし、まして併せて議会に対しても6月12日の消防議員の協議会、約2ヶ月近く経過している訳ですが、この時まで正式には一切何もなかったという風に聞いています。我々沼田の議員が消防についてのこの事案についての報告を受けたのが6月15日のまちづくり特別委員会時だという風に思っています。平成16年以前に発生しますよという事で、深川と秩父別以外の負担金が未収扱いで順送りをされてきた。まして、時効が8年だよ。平成16年というのは丁度、24年から引き算すると丁度8年になって時効が成立する以前からこれはやられていたよというような、まあそうは説明は無かったですが、暗にそういう風に私は受け取りました。この1ヶ月半、2ヶ月の間、深川市と深川地区消防組合はいったい何をやっていたのか。いくら時効が8年だからといっても本案件については3,300万円以上のお金が紛失した業務上横領と公文書偽造、あるいは公文書偽造行使、この疑いがある非常に重要な案件であります。刑事責任あるいは立件は難しいにしてもお金を預かっている行政が一部事務組合としてこのことをうやむやにすること自体は、これは道義的には許されないはずだという風に思います。とはいってもお金を出している沼田町やまして我が町の消防職員、消防団員には一切何の非も、これは無い訳であります。町長はですね、このことについてはやはり深川市に厳しく経過の説明、事細かな説明を求めるべきだと思っております。

もしかしたら、説明を受けていて我々だけが受けていないのかもしれない。我々は6月15日に町から説明を受けたのがこれ1回だけあります。

住民の関心事は、3, 310万円が本当に戻ってくるのかどうなのか、戻ってこない場合はどういう風に処理するのかというのが住民の関心事だという風に思っています。8月の7日になりますが、これは議会議員の我が町の我々の仲間が何人かで集まった時の話であります、数年前以前の支出伝票等は抹消しているということで立件できない。これは消防議員が消防議会の中で話し合ったことをこんな話がありましたよという風に我々に報告してくれただけなんですけれども、立件できない、横領を裏付けることが出来なそうだという話もしました。

ただ、先程も言いましたように、告訴するあるいは立件する云々よりもこのお金が本当にどうやって使われたのか、そして今後の事故を防ぐためには深川市と深川地区消防組合はこの件についてはしっかり調査をして、構成する市町村にそれぞれ説明をする義務があると思うんですけれども、町長いかがお考えか、まず1点目の質問になりますけれども、もっと細部に渡る具体的な報告を求めるべきである。もし我々には聞こえてこなくて町長が聞いているのであれば、話せない中身もあると思うのである程度は聞いているけれどもここでは言えないという風に答えてください。それはそれで結構だと思います。

次にですね、今もう大体質問を言っちゃったんですけれども、1番ですけれども、3, 310万円、このお金は沼田町980万円入っているんですけれども、返済される見込みがあるのかどうなのか、今の時点で分からなかったら分からないで結構かと思えます。

次に2番目、仮に返済が不能だった場合、これも8月5日の消防議員の報告にあったんですけれども、構成する1市5町で負担するような案も消防議員の議会の中では、まあ正式かどうかは分かりませんが、出ているように伺っています。冒頭に言いましたように、沼田町には何の非もない。当然団員や職員にも非は無い訳であります。それなのに、無くなったお金を再び、1市5町で負担するということについて、仮の話になりますけれども町長はどういう風にお考えかお伺いしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）高田議員も前段で仰ったように、この問題につきましてはこれは深川地区消防組合で私どもが加入しておりまして、一部事務組合の問題でございます。これは、一般的に言えば地方公共団体の扱いですので、当沼田町議会とはこの中で、今高田議員が言ったように、質問できるものもあるし、私どももお答えできないものはあります。これは前提として私が、当町から組合議員として1名、議会選出1名、それから私も議員として出席しております。町長として出席している訳ではなくて議員として出席している。そういう中でございますので、答えられる範囲についても当然制限されるというか出来ないことは、先にご承知いただけれ

ばと思います。

この問題につきましては、発生以来何回か説明がございました。これについて、更に詳しい調査を消防組合の本部で行っている調査では、まだ不十分だと。議員としてもきちっとこの問題について深く調査をするということで、7月20日に不正経理等調査特別委員会を設置して、今、2回程の特別委員会を実施しております。基本的にはこの調査特別委員会の中で、私ども首長以外の議員さんが全員所属しておりますので、この調査特別委員会の中で使途不明金の問題を、それからその内容、それから返済のことを色んなことを調査しております。この調査結果は私の方にまだ報告がございませんし、説明もございません。その結果を待って、基本的には今、高田議員が仰ったように私どもの町には何らこの問題については問題ございませんので、私どもの町に不利益にならないような、それできちっと対応できるようなことで厳正、的確な判断でもって処置をしていきたいと思っておりますので、この内容が出ていない中で仮の話等についてはお答えできませんので、ご了解いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）1個も答えていただかなかったような気がするんですけども、最低でもですね、もっと厳しく深川地区消防組合に細かく説明しなさいということを求めるべきだと思います。事件ですよ。これは悪質な事件なんですよ。みんなそんなに騒いでませんけれども、悪質な事件なんです。うちの町で980万円無くなったら大騒ぎになりますよ。ですから、これはやっぱり深川地区消防組合にはしっかり説明しなさいと。調査途中段階でも説明しなさいと。町長が聞けないんだったら、総務課長でもって言ったら失礼ですね、総務課長あるいは副町長、代理で集まってもらってしっかりとした途中経過も含めて。我々にも報告できることとできないことが当然出てくる。それは我々も承知の上だ。だけど僕らも、うちの消防組合議員も一生懸命言ってくれているんだけど、歴代の消防議員だって当然今まで、決算を認定してきた訳なんですよ。全く無関係とはそれは言えない。議会全体の責任だという風に僕は思う。だからやっぱり町長は深川市と深川地区消防組合に、もっと細かく説明を求めるべきだ。そして、今、それ以降何にも町長も説明受けないと仰ったけれども、まあそれは本当なんだろうと思うんですけども。あまりにもこれ馬鹿にしてると町長思わないですか。やったのはあくまでも、深川地区消防組合の管理者は深川市長なんです。人事権、それから任命権があるのは深川市長なんです。その管理者が任命した、あるいは人事を行った人達が数年前からやった行為なんですこれは。ですから、もっと私たちの町、沼田町は深川市に対して言うのか深川市というよりも深川地区消防組合に対して、その管理者に対して声を大きくして言わなければいけないのが、もっと事件の解決をスピーディーにやりなさい。

どうするかをスピーディーに決めなさい。それで、事細かにきちっと説明をしてくれということは当然、負担金を出している側として最低でもこれは要求すべきことだと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）足りませんでしたけれども、もっともでございますので、私どもも細かな調査をしている中で、色んな詳しい資料が出ているように聞いておりますので。調査特別委員会のというか中の権限を今は逸脱できませんので、それを受けて厳正に対応することは私も同感でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）話が早くてトントン進みまして3回目になってしまいましたけれども、やっぱり問題は980万円を我が町が出しているのが、どっかに行っちゃって全体で紛失したお金が3,310万円あるんですよね。それを何とか穴埋めしないと今年度の決算だって認定、これ出来ないんですよ。だから、それは早急に深川地区消防組合も事件の全容を明らかにして、もしかしたら明らかにしないかもしれない。うやむやにしちゃうかもしれないけれども、何とかして穴を埋めようとするんです。深川地区消防組合はね。それで決算を認定しなければいけない訳だから。ある一定の時期までは。そんなですよ、町長。さっきの2番の質問ではないですけども、私これ仮で言って申し訳ないですけども、本当にそれを深川市とそれ以外、5町含めた1市5町でね、負担するっていうことはこれは沼田町民黙っていませんよ。これはやっぱりさっきも言ったけれども任命した管理者、それから人事権のある管理者。管理者は深川市長な訳だから、深川市はそれは持ってくださいよ。町長そうやって言ってくれませんか。最後の質問です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）さっきも言ったように、これは一部事務組合ですから、深川市長どうのこうのと私もここで発言はできませんので、それは聞いていると思いますので。確かにこの問題につきましては、今言ったような形で先程から何回も言いましたけれども厳正に対応して沼田町にとって決してそれが不利益を被らないような対応をしていきたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）以上で、高田議員の質問を終わります。次、6番、鵜野議員。化石を利用した観光開発について質問してください。

○6番（鵜野範之議員）6番、鵜野です。化石を利用した観光開発について質問をさせていただきたいと思えます。私たちの町を含めて、地方を抱えている問題としては人口の減少をどう歯止めをかけるかということにある、その対策の一つに企業誘致をしながら雇用の場を作っていくとか、魅力あるまちづくりにしながらそういった努力をしている訳ですけどもなかなか進まない現況にあります。また、そ

の次に加えて大事なこととしては集客力ある観光開発が必要だと思っておりますが、沼田町をイメージする観光と言いますと、夜高あんどん祭りだとか、ほたるだとか雪を利用したまちづくりが思い浮かぶ訳ですけれども、なかなかその次に出てくるものが無い。どうしてもこれらについては、お祭りは2日間、3日間。それから、ほたるに関してでもせいぜい1ヵ月ぐらい。もっともっと長期的な人を集客できるような観光開発が必要ではないのかなという風に感じております。

そんな中で、沼田にいながらなかなか沼田の中で非常に化石っていう部分が宝のように思っている訳なんです。そんな中で、先程教育委員会からの報告あった訳でありますけれども、修学旅行等で1,600人以上の人が来ながら、化石発掘体験をしているだとかそういった部分がある訳ですけれども、なかなかそれを人を増やしていくっていう部分においては、学術的にも教育的な展開をしていくとこれが限界なんだろうなという風に感じております。だとするんだったらこういった部分を上手く観光開発に繋げていけないのかなという風に感じている訳ですけれども、今回の教育的な部分についてでも、24年度の沼田の教育の中にもこのことは今後時間を掛けて検討して参りたいというような内容ですし、教育的な部分から観光っていう部分のシフトが出来ないのかなという風に思っております。そういった意味でこれを観光開発するにおいては、どういった問題点があるのか無いのか。あるとしたらどういったことがあるのか。それから、これに対して経済効果はかなりのものがあるんじゃないかと思っておりますけども、それについて町長に質問させていただきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、埋蔵包含文化財というか、化石の文化財についてはご存知のように昨年の12月の定例議会で渡辺議員が質問をして、それについての体験学習ということについて答えているかと思っております。文化財としての、保存と活用のバランスを大切にしているという形で答えているかと思っております。

それで、確認としてこの沼田の動物化石包含層というのは沼田町文化財保護条例という条例に基づいて、教育委員会が平成3年5月に指定したものでございます。この沼田町文化財保護条例、これには第3条に沼田町教育委員会はこの条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。それから、7条の管理の義務のところにも町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し適正な保全に務めなければならない。という、これに基づいた指定でございまして。

ですから、前にもお話ししましたように、確かに観光という面では、経済効果等は多分大きいと思っております。でもやっぱり私どもは条例で、この文化財保護条例を持

っている以上、きちっと保護していく責務も我々は持っているという風に理解しております。そういう意味でこの辺のバランスを取って、発掘体験、それから観光への利用もきちっとその辺を見据えて、この条例に則った対応がまず望まれるのではないかなと私は理解しておりますので、今、これ以上もっと増やすとか、現状できる範囲の中で有効に使うのが適切な今の現状でないかなという理解をしております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）実はですね、私はあそこの発掘する場所が非常に沼田の中で一番好きな場所で、あそこの草わらの中を渡って行きながらあの河川敷に行くと、地球の歴史を感じるくらい、非常にパワースポットで素敵だなという風に感じている訳なんですけれども、是非、多くの人がそういったところで沼田の良さを感じてもらいたいなという部分で色んな条例があるにしても、何とかそういった部分も含めながら観光開発が出来たらなという風に考えておりますし、今年に入って1,600人、大体沢山の子供も達が来るんですけれども、わくわくする程草むらの中に入っていくと何があるのかなっていうような自然感があるんですけれども、その反面、非常に危険な部分っていうのが見受けられる。その細道の横はすぐ川ですし、実際それを経験しているのは河川敷の中ということで、非常にそれも管理課が違うのかなという部分で、安全対策っていう部分では非常に難しい部分がある訳なんですけれども、そういった部分も安全でないから、来年から減らすかとなってくると非常に残念な結果になってしまうわけなんですけれども、そういった部分も含めながらこういったものが、何とかもう少し違う形にならないかなという部分が1点と、そういった部分の観光開発が出来ないというんだったら、今後沼田ではどういったことで集客力ある観光開発をしていかなければいけないのかなという風に考える訳なんですけれども、そういったことを含めて今、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）教育委員会でも安全対策には十分配慮しているという風に私は理解しておりますので、それは今後ともその方向で行っていただきたいと思います。

それで観光開発、これ以外の集客力あるということでご質問がございましたけれども、ご存知のように今、議員さんが仰ったようにあんどん祭り、ほたる祭り、それはもう当然今後とも継続して、充実して行かなければならないという風に思っております。なお、沼田町はこれ以外にも沢山の自然環境に恵まれたところですので、化石の発掘も、発掘だけでなく、発掘だけが今目的のように来ておりますけれども、地層を見ると色んなフィールドとしての勉強の仕方はあると思います。それ

は多分工夫しているという風に思いますので、それら沼田町全体を、雨竜川にもありますので、やっぱりそれを全体的な中でどういった対応ができるのか今後教育委員会でも検討していただきたいと思います。

ただ、今後何があるかっていうのは私どもも今、具体的なところについては考えておりませんが、1つとして私は交流人口を増やすと、沼田に来てもらう方を増やすっていうことは必要だと思っています。その為には何があるかというところは1つとしては、農村風景なり農業があるのではないかと思います。農業は他のまちにも誇れるぐらいの色々な農作物も持っています。ですから、最近では農業体験、例えば刈り取りとか色々な体験、それから農家民宿、これも沼田町内で4、5軒の農家がやっております。こういったことも含めて、農業の素晴らしい資産、それから風景をもっと生かすようなことも必要でないかなと思っていますので、そういう意味で議員も農業に携わっていらっしゃいますので、是非、この辺で色々な知恵を出していただいて、こういったことで1つの産業に繋がって行くんでないかな、それから沢山来ていただけるんでないかなということを考えておりますので、これらについても今後、検討して行きたいなという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）要は、この化石の関係については、こういった部分もあるんで観光開発どうですかっていうような事なんですけれども、今後、沼田の中でもなかなか企業誘致が進まないし、そういった部分でやっていかなければならないとするのであれば、やっぱり集客力ある観光開発にある程度、力を注いで行かなければならない部分もあるのかなという風に思っております。1年間こう見てみますと、なかなか観光の関係については非常に力が入っていないという風に感じておりますので、より一層観光開発にも力を入れて欲しいですし、あと化石の関係について若干また戻るわけなんですけれども、レプリカ工房があって、あの中では非常に技術の高い色々なレプリカを作ったり、色々なことをしているんですけれども、なかなか町民が触れないとか見ることができないとか、非常に中身の濃いことをしている訳なんですけれども、それをまた町民がわざわざそこで見に行くっていうことも出来ない。出来ないって言ったらかかしいんですけども、することもしないんですけども、もっと例えばゆめつくるのようなところで、子ども達が気軽に遊びに来れる中で、廊下沿いに例えばガラス張りにしながら「ああ、今日はこういう作業をして、こういうレプリカを作っているんだ」という目で見え触れるような体制づくりっていうのも町の中で、こういう化石の町なんだよということの部分にもなるのかなという風に思いますし、そういった部分で観光開発を含めながらこういった化石についても、もう1ランクレベルを上げたような中で取り組んでいただきたいなと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）要望ですか、質問ですか。

○6番（鵜野範之議員）両方です。

○議長（杉本邦雄議長）はい。それでは、化石を利用した観光開発の質問を終わります。次、6番鵜野議員。町内に点在する危険な空き家について質問してください。

○6番（鵜野範之議員）危険な空き家ということで質問させていただきたいと思えます。今日も秋だというのに非常に30度近い、暑い日が続いているんですけども、今年の冬と言うか、昨年度の冬って言ったら正しいのかちょっと分からないんですけども、非常に雪の多い冬を過ごさせてもらって、今、夏を迎え、また冬を迎えるというような事で、非常に雪が多かったのも、今まで目にすることがなかったような風景が非常に今回見受けられたと。まあ、雪が多かったのも雪害があった訳ですけども、家屋の倒壊だとか屋根雪の落雪事故だとか非常に気になった部分がありました。

そんな中で、最近そういった部分であまり気にもしていなかったんですけども、そういったことを経験して、今こう見ていると沼田町全体の中に非常に空き家が多くなってきているというか、管理されてる空き家なのか管理されていない空き家なのかそういった部分が非常に見受けられるように感じております。今日は非常に暑いですが、ただ、あと2ヶ月もすると、雪が降ってきます。昨年のような雪が降るとまた同じような形になるのではないかなと思っております。

そういった中で、管理者が不明な、管理されていない建物は今沼田の中にどれくらいあるのかなと、今後そういった危険な建物をどうしていくのかなということをお聞きしたいと思います。これ、非常に町民みんなが関心の多いことだと思いますし、この後、久保さんの方からもまた、一般質問ということでもありますので、2つに分けながら、徐々に徐々にお聞きしたいと思いますので宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）後の久保議員の質問にもう答えてしまうかもしれませんので久保議員の方、ご了承していただければと思います。

もちろん、私どもも今年の冬に対策本部を作って見回りとかそれからチェックをして雪下ろしを依頼したりとかそういうことを行いました。残念ながら事故も起こりましたが、この体制につきましては今後とも、この冬に向かってきちっと対策はしていきたいという風に思います。ただ、今ご質問のありました、管理不明な、それから管理されていない建物につきましては、市街地、町場だけに限定しますと、町場では2件ございます。

その内、壁が傾いているのが1件ということでございます。最近行政区の方から何とかして欲しいという空き家については1件はございますけれどもそういう形で把握はしております。これらにつきましては、例えばどことは言いませんけれども、

屋根の雪の処理がされていない危険なところにつきましてはその都度、所有者それから関係者を探して適切に管理するように連絡しておりますけれども、なかなか色んな問題があつて、経済的な問題とかがあつて上手く進んでいないのが実態でございます。ただ今年の冬、1月ですか、除雪の屋根雪が沢山あつて危ないということで関係機関に集まっていたいで、代執行を行いました。この除雪の代執行を行つて費用が今、2万6,250円掛かっています。これは適切な法的な手段で今請求しておりますが、回収は多分難しいだろうと認識しております。これは回収されるまで何とかその努力を致しますけれども、なんせ所有者が近くにいない、それからなかなか連絡が取れないという問題がございますので、こういった問題につきまして、根気よくその所有者、それから管理者、それから関係者に私どもが何とか連絡を取ってお願いするしか現状としてはございません。

それで、どうするかっていう問題についてですけれども、町が所有者に代わつて個人の財産に基本的に税金を投入するっていうのは問題があるという認識をしております。これを税金で何でも処理してしまうと、例えば、町が全部やってくれるんだと、少しでもやってくれるんだと、金出してくれるんだとなるとそういった形で町外に例えば出て行ってしまつて、何も報告が無いでいつかは町が処理してくれるんだとなると、町から出て行く方に拍車を掛ける恐れがありますし、その代金の回収については、また大きな費用が掛かるといった問題がございますので、これらについては、慎重な対応が求められるんでないかなという認識でおります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）町のやれる範囲というのが限界があるというようなお話だったんですけど、その限界の中で町民が怪我したりはさまったり、ぶつかったりという方がもっともって大変なのかな。危険な状態に晒さないのが行政の仕事であると思うんですよね。それで、それが出来ないっていう部分については出来るように条例改正をしていけばいいのかな。議会は条例を作るとこだつて勉強させてもらいましたけれども、そういった中で、そういった建物を壊すなり、財産なりをなかなか行政が出来ないとするんであれば、条例改正をしながらでも、町民の安全を守るべきなのが行政の仕事なんだと思いますけれども、そういったことも含めながらもう一度答弁していただきたいのと、費用回収に2万6,250円、多分回収不可能なんだと思うんですけれども、更に今年もあつたらまたその経費が掛かる。その繰り返しだと思ふんですよね。でも、そういった部分については壊すことも出来ない、触ることも出来ないっていうんであればいつになつてもいたちごっこになってしまうので、そういった部分の条例改正を含めて、どういう風にお考えかもう一度お伺いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）危険なところにつきまして、私どもが手を掛けられるところについては防護柵とか、例えば人が入れないようにするとか、そういった措置はしていきたいなと思っています。ただその、条例を改正するにしても結局最後は、税金を投入するとか予算措置等を伴いますので、それらについても何が出来てどういった問題が起きるかも含めて検討をさせていただいて、また、議会の方にご相談させていただきたいという風に思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）その後の質問の事もあるので、これ以上やめますけれども、気持ちとしては行政が町民の安全の為にっていう部分では、色んな部分で条例改正をしながら安全を守っていくっていう姿勢を見せていただきたいと思いますし、これについてはその次の久保議員にお任せしますんで、私の質問はこれで終了させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長答えますか。

○町長（金平嘉則町長）条例改正もどういう風に改正するかも問題ですけども、それによってどういうことが起きるか、どういうことが出来ないかっていうのは、条例を作れば全てが解決するとは限らない。個人の財産ですから、その辺を出来るものと出来ないものを区別して考えないと条例を改正したからって全ての問題が解決するとは、私は思っていないので、それは今後内容を検討させていただいて、またご相談させていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）以上で鵜野議員の質問を終わります。次、7番絵内議員、萌の丘について質問してください。

○7番（絵内勝己議員）7番絵内です。始めに、萌の丘についてのご質問をさせていただきたいと思います。萌の丘もご案内の通り、土地の質が悪いために、沼田町も観光地の目玉として、ルピナスを植えながら取り組んだところでもありますけれども、残念ながらそれは出来なかったのが現状であります。その後、萌の丘に桜を植え、1,000本桜を将来的に見下ろして行こうという、そういった大きな目標に向かって取り組んでいるところであります。

この、桜の苗を植えるに当たりましても沼田の町民の皆様方の、多くの方々のご理解と、また、支援をいただき、そして萌の丘に桜の苗木を今、1,000本に植えた数字は足しておるのかな、そんな風に思っています。

そしてまた、萌の丘には1,000本桜を始め、町の有志の方々が萌の丘で使ってくださいよというようなそんな支援をいただきながら、その観光地としての名を沼田町から多くの方にその輪を広げていこうというそんな町民の皆さん方の支援もあったのかと推測する訳でありますけれども、それで、萌の丘の1,000本桜なんですけれども沼田町は昨年12月から今年にかけてですけれども、13mを超え

るような大きな雪でありました。その雪が溶けるにしたがいまして、萌の丘に植えてある桜も非常に多くの桜が、雪害による損傷をしてございます。

今の、早く植えた桜についてはまだ花見ができるような状況ではありませんけれども何輪かの花が咲いて、これから将来を見通すようなそんな心強いものもあるのかと思いますけれども、そういった桜が雪で倒れて折れてしまっているのが散見されます。そういった桜の状況を見た時に、少なくとも桜を植えたらいっていうものではなくて、やはり桜の木を植えたら植えたで、その管理もやはり取り組んでいかないと、植えたから一人前の桜が育つというものでは当然ない訳でありますけれども、雪で倒れないような何らかの対応策を取るべきだと思いますけれども、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今年植えて、全体を1,000本桜にしたいということに関しては町民の皆さんの多くの方にご理解をいただいて、今年実施しました。まあ、今議員が仰るように今年の大雪で一部傷んだり、折れたり、それから鹿等の被害もございましたのでそれ等の形で何本か補植させていただきました。これは前にも萌の丘全体について、私も答弁したかと思いますが、極力そんなにお金を掛けないで、できれば最低限度の維持の中で今後ともやっていきたいという答弁をさせていただいたこともございますけれども、せっかく植えた桜ですので、きちっと管理をしていくことについては私も同感ですし、養生をするにしても相当の費用がまた追加で掛かりますので、養生する費用とそれから植え替えの費用のコストの色々な検討をさせていただいて、きちっとこの1,000本桜を守っていくようなことで管理をしていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）養生されるというのはもちろんそうですし、また、折れたから補植すればいいっていうものでもないと思うんです。もちろん大事なことでありますけれども。

やはり、一人前の木に育つまで、沼田町はご案内の通り雪の多いところありますので、そんな立派な、倒れないような状況に作らなくても、太い木を添えながら、その木が倒れないような、そんな工夫っていうのが僕は必要ではないかと思うんですよね。だから、是非ですね、今の状況ですと毎年同じような繰り返しになってしまうと思うんですよね。どうかそういった予算等を付けながら、是非取り組むべきだと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今年植えた400本については冬囲いをする形で今考えておりますので、何とかその豪雪にどれだけ耐えられるか分かりませんが、何

とか専門業者とも相談しながら、その対応を今年はとっていきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）今年植えた400本については、それぞれまだ若くしなしなしているだけに、ヤナギのごとくそういった面においては、多少いいところはあるんですけども、今までに植えた、だいぶ成長してきた苗木が折れているのが現状であります。桜の木を咲かせているような、そんな木が折れているのが現状な訳です。だから、今町長が仰った400本については、そんな対応をすることによっておりますけれども、もちろんそれは大事ですけども今まで植えたやつもそれなりにやっていかないと、最終的に補植しますよ、その繰り返しにしか過ぎないと思うんですよ。だから、その400本以外、今まで植えた苗木についてもそれなりの予算を付けて取り組むべきだと思いますけれども、その辺の取り組む姿勢について町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私どもももう一度、冬前に確認をしてそれなりの、出来る限りの対応をしていきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）それでは次の質問に移ります。絵内議員、鹿対策について質問してください。

○7番（絵内勝己議員）鹿対策についてご質問させていただきたいと思います。町長の行政報告の中にも、有害駆除対策についてそれぞれ、努力の姿勢というのが非常に詳しくお伺いできるところであります。しかし、なかなか鹿というのも野生の動物なだけに、鹿の頭数が捕ったから、農家の皆さん方が被害が無くなったことにはならない部分が非常に多いのかな、そんな風に思います。もちろん、猟友会の皆さん方を始め、そしてまた、農家の皆さん方のくくりわなによるそんな駆除というのは生涯続けていかなければいけないのかな、そんな風に思っております。

しかし、やはりそれは絶対に鹿がゼロにならない限り、被害が無くなるということは有り得ないんでないのかな。そんな感じがしております。それで、今、近隣町村でも一部やっておるようでもありますけれども、ソーラーによる電牧の施設ですとか、また、網による囲い施設だとかっていう、そんなものをやっているところがあります。それは、沼田町全部を囲うっていうことじゃなくして、個々の農家の人の例えばそれぞれの作物だけを囲うってというような中で、町としてそれに対していくらかの助成をするってというような、そんな方法ってというのが、沼田町の取り組む姿勢として大事でないかと思っておりますけれども、その辺をお伺いしたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この被害について、参考までに昨年、農業者から申し出の

あった農業被害が総額で740万ぐらいございます。水稻、大豆、そば、小麦、小豆、その他ということでこれだけございまして、今、絵内議員が仰いますようにうちは平成19年から農業者、それから猟友会の関係団体の皆さんの協力により、くくりわなを実施しております。これは多分他の町村に先駆けて、これだけ本当に協力していただいたのも深く私どもとしても感謝申し上げますし、他の町からも視察が来る訳でございますから、このくくりわなを中心に個体数を減らすということで防止に努力をしていただいている状況でございます。

これらについて、こういった取り組みをしている訳ですけれども、根本的なある一部の限定した中でフェンス等の電牧柵のお話がありました。今年も、これらについて昨年からも色んな話がございましたので、沼田の場合は豪雪地帯ですので、設置した後の管理の問題とか、それから費用の問題も含めて、有害鳥獣対策委員会、それから10月に農業者による先進地の視察等行って、実態を色々見て、沼田の町での導入について対策委員会を始め、それから農協、色んな関係者の意見を聞いて、協議をして、絵内議員の仰るように、個人個人がいいのか全体をやった方がいいのか、それから今やっているくくりわなをもっと充足したらいいのか。これはやっぱり全町皆さんで取り組まないと問題があるのかなという認識をしておりますので、そういった形で関係者の色んな検討結果を踏まえて、その結果によって対応をさせていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）先程申し上げましたように、なかなか鹿と人間との戦いつていうのは全くいたちごっこなのかなという感じがしてございます。それで町長も心配されているように、沼田町全体でやるのか、個人でやるのかという話も今回回答の中にあっただかと思えますけれども、私はやはり沼田町全体を囲うなんて、栗山のように何億もかけてどうこうするってということには私はならない、出来ないと思うんですよね。それで、先程申し上げましたように、自分の作物でも踏まれていい作物ではないんですけれども、私も被害者の一人でありますけれども、稲だとか、例えば自分なら今トマトも植えているんですけれども、トマトを踏み散らかされたりとか、カボチャを踏まれて無茶苦茶にされるとかっていうそんな状況があります。だから、その作物だけを農家の人だけが、やりたい人については町が補助を出してあげるといような方法をとっていけばどうかなって感じがするんですよね。それで、そういったソーラーだとか網だとかってする場合に、これは通告しておりますけれども、議長、お許しいただければ、農業振興課長、そういった部分についてどの程度お金が掛かるのか、もし資料があれば今ここでお話いただければ参考に致したいと思うんですけど、議長、宜しくお取り計らいの程、お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長） そういう話もあるかと思って準備しておりましたので、設置費用でございますけれども、3種類あるそうで、簡易電気柵、それから恒久、フィールドフェンスというのがありまして、一番安いやつで延長40km総額で2,800万円。それでその恒久で7,200万円、もっと丈夫で耐用年数20年で1億6,800万円という費用がございますので、これは私ども豪雪地帯でありますので、多分、春と冬には撤去、設置は農家の方の作業になると思います。まあそんなことも含めて、その後の維持管理、それから、もちろん草刈とか色んな作業が出てくると思います。そういうことも含めて先程、申しましたように今、先進地を視察させていただいて色んなことを含めて、さっき言ったくくりわながいいのか、そういうことも含めて検討をさせていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長） はい、いいですか。資料は。はい、課長。

○農業振興課長（栗中一弘農業振興課長） 今、町長が申しあげましたのは、ある意味、恒久的な部分で工事費等も伴う部分でございます。先程、議員から質問ございました、まあソーラーでということに割合、簡単に設置が出来るというような形式のものの価格についてご報告をさせていただきたいと思っております。

ソーラーの3段張り、400mでおおよそ9万6,000円、10万円弱というような状況になってございます。これ、それぞれセット価格でして、一業者メーカーのカタログ価格ということで、競争等、見積もりを取った価格でないということをご理解をいただきたいという風に思います。あと、申しあげますと、大体1,200m三段張り、これもセット価格に致しますと大体22万1,000円程。この1,200mになりますと、おおよそ9haの面積を囲うことが出来ます。あと、2,000m三段張り致しますと、おおよそ37万円程になっていまして、2,000m貼りますと25ha囲めるといった、まあメーカーのカタログでございまして、そういう価格の方は設定をされてございます。ただ、心配されますのは最近、ソーラーの盗難が非常に多いということがございまして、盗難防止等を含めた色んな対策まで必要になろうかと思っておりますので、それらも含めて、鳥獣対策委員会の皆様のご意見をお聞きした中で、担当課としては取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員） 今、課長の方からご説明をいただきました。町長は膨大な数字でありましたけれども、あんまり可能性が無い事を言っても仕方ないと思っておりますので、課長が仰ったような、ソーラーでの簡易なものでもいいのかなと思うんですけど、そういったものは組合員がやりたいという方に対して、町として何割補助できるのか、5割できるのか8割補助できるのか、そういった人に対しての補助を出すってというような、そんな風に将来的に取り組むべきだと思いますけれども、

町長いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、話がありましたけれども、これは私どもだけではなく、今、農協も含めて、制度としてやるにはそれなりの根拠なり色んなことが必要だと思いますので、ここで何割出すとか限定はできませんけれども、これは農家の皆さん、それから農協の方とか色んな関係機関とも協議しなければならないので、ここでは即答できませんけれども、今仰ったようにある一部分だけとかということも多分あるかと思えます。そんなことについては、検討していく材料にしていきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で絵内議員の鹿対策についての質問を終わります。5番長原議員。公用車の利用について質問してください。

○5番（長原 誠議員）5番、長原誠です。宜しくお願い致します。私は、公用車の利用ということで、公用車の中でも消防バスの利用について質問をしたいと思えます。現在、消防が管理しているバスにつきましては、私ども議会を含めて各町内の団体が利用されていると思えますけれども、その利用状況をまず伺いたいのと、本来この消防バスは消防関係者の方から聞きますと、消防業務、あるいは団員の緊急時の団員輸送に使っているんだというような話をお聞きを致しております。

最近では、諸般の経費の節減から団体等が消防バスを利用するケースが多いという風にお聞きを致しております。しかしながら、やはり消防業務に支障を来たしているんでないかという風に危惧をされております。それで、消防の方も議会等が要請すればなかなか断りきれないというのもありますけれども、やっぱりその辺の配慮もしていかなければいけないんでないかなという風に思っております。

まず、その辺の考えを町長に伺いたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、消防のマイクロバスの件ですけれども、過去の使用状況、3年に限って言えますけれども、平成22年度で16回の延べ19日間、平成23年度で18回の19日間、今年度ここまでの8月末現在で13回の14日間ということでございます。

22年度では、例えば議会では2回2日間、農業委員会は4回で4日間とか、町関係団体で10回の13日間。年にこのぐらいの回数しか動いておりません。私どもの抑えている範囲では、緊急時で団員輸送でこれを使った実績はございません。ですから、消防業務で緊急の場合に支障を来たしたってということはないということがございます。この消防のマイクロバスの導入経過につきましては、これは平成18年の7月に導入をされて、その時の導入経過としては、消防業務、例えば消防の研修会とかどこかの消防演習だとか、そういった業務に限定したものでなく、他の

業務でも利用して、全体的に使うという形でこのマイクロバスを導入したと私は聞いております。ですから、こういう事を考えますと、現状としては消防以外の利用も多いんですけども、このバスを利用する時は必ず代替車、なるべくならワゴン車等を用意して、そして使うという形のルールを定めておりますので、ですから今までそれによって、困った事はないということでございます。ですから、現状としては、今の運用で今後とも問題はないかなと私は理解しておりますので、議員の仰るように長く使うのは制限したらいいということがありますけれども、これはケースバイケースで考えていきたいと。ここで新たにまた、私ども行政がバスを購入すると大変な経費も掛かりますし、今言ったように年に20回弱の利用でございますので、これはやっぱり上手く利用していくのが本来でないかなという風に理解しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、長原議員。

○5番（長原 誠議員）概ねの解説的なものについては、理解をさせていただきましたけれども、昨今は、先日もそうでしたけれども、かなり局地的豪雨っていうんですか、かなり酷くて、昔は50年に1回、100年に1回っていう雨も今は数年、数ヶ月に1回っていう感じで、そういう被害もありまして、先日も沼田も警報が出ておりましたけれども、やはりそういう水害に対する体制っていうのは常にとっておかないと、あまり遠距離で2日に渡って使用するような運用の仕方をする、緊急時に対応できないんでないかとちょっと心配してるんですよ。それでやはり、そういう遠方の業務については、きちんと予算を立てて、町内のバス会社を利用するですか、そういう体制にしておくべきかなと私は思いました。出来ればそういう風にさせていただきたいと思えますし、やはり予算の縮減というのはどうしても避けては通れないと思えますけれども、住民の生活を守るのが一番ですから、そういうバスについてはあまり遠距離使用するのはいかがかなと考えているんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）そういった突発的な豪雨とかはありますけれども、それで例えば住民が避難しなければいけないとか色んな時には、もちろん私どもも他にスクールバスとか、バスも6台くらい持っております。そういうものを上手く利用するしか、それをやりくりするのが適当ではないかなと思っております。ですから、議員のように心配されるかもしれませんが、それはケースバイケースの中で、上手く運用をしていきたい。それで、住民に心配の無いような体制を取っていききたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、長原議員。

○5番（長原 誠議員）概ね分かりました。いずれに致しましても、そういった町

営バスを活用するですとか、以前ですと、私も区長の時によく町のバスを利用して色々な研修にも行かせてもらいましたけれども、最近あまりそういった利用も少ないみたいで、なるべく消防の設備ですから、負担掛けないような、逆に消防の関係の人には何か遠慮されているような、困惑されているような話も聞きますので、その辺の相談をしながら利用していただきたいと思います。

以上、要望申し上げて私の質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、最後は要望ということで、以上、長原議員の公用車の利用について質問を終わります。ここで、暫時休憩を致します。15分まで休憩いたします。

14時02分 休憩

14時15分 再開

○議長（杉本邦雄議長）はい、再開いたします。渡邊議員。前の方に来てください。

10番、渡邊議員。消防沼田支署庁舎の建替えについてを質問してください。

○10番（渡邊敏昭議員）10番、渡邊敏昭です。今、定例会では消防組合の不正問題だとか、先程消防バスの利用方法、それから防災という観念から言いますと、空き家対策も消防関連の質問かと思えます。私も、消防庁舎の建替えについてということで町長の考えをお伺いしたいな、そのように思えます。昨年の3.11東日本大震災以来、日本中で新たな断層問題だとか大地震、また津波対策ということで竜巻や異常気象なんかも含めて、これまで以上に自然災害への防災処置っていうんですか、そういう対策が注目されています。

それで、今週の12日にも3.11の東日本大震災で福島農業ダムですか、藤沼湖の決壊で8名の方が犠牲になったという、そういうことを機に、道内の農業用ダムの所在する地域の災害シミュレーションを道が作成するというような、大きな見出しが道新の方にも載ってございました。実際、沼田町も過去には大雨が続いて、幌新ダムに亀裂が入るといふか、その危険があるということで幌新地区が夜間に避難指示が出された。そんなようなことがあったんでなかったかかなというように思えます。そういう意味からすれば、今回の災害シミュレーション。沼田にもまんざら関係の無い話ではないんでないかなという風に考えています。

国は、震災被災地の復興と並行して、この震災の教訓を今後の自然災害の減少に繋ぐべく、色々な対策を今、打ってきてございます。本来、過疎地の復興を後押しする、過疎対策債についても、震災地の復興や防災計画の見直しに時間が掛かるということで、5年間延長がなされたということはお案内のとおりかなという風に思います。

さて、本題に入りますけれども、この過疎債の期間延長によって我が町の財政プ

ランだとか、振興計画、先程の道の農業用ダムの決壊シミュレーションなんかも参考にされるのではないかなと思いますけれども、防災計画なんかの見直しもありきではないかなという風に思います。きっと、財政課長の頭の中、町長の頭の中にも、財政課長は定年が近いということもあるかと思いますがけれども、過疎債の延長5年分に匹敵するような借用計画だとか、その返済期限、一応12年という風にお伺いしてありますけれども、平成の44、45年までが該当するんでないかな。それまでの財政シミュレーションが既に課長の頭の中にはあるんでないかなという風に思います。

それを今私は見たいとか聞きたいとかっていう訳ではありませんけれども、消防車両の大型化だとか、それから役場の耐震化の問題もあるということで早くから消防関係者からは消防施設の建て替えを考える必要があるよねというような話を聞かされております。

この耐震対策ですね、国の耐震対策なんかも利用しながら、早急に消防の建て替えっていうんですか、庁舎の建て替えは考えられないかっていうのが私の思考でございます。

消防は広域事業っていうこともありますし、施設を建て替えするということになれば、自賄っていうんですか、自分の町村でやるんだよということになってはいると思いますがけれども、沼田町については役場にくっついている。そんなことでなかなか建て直すというのは難しい問題もあるんでないかなという風に思います。

震災以降、国の防災意識の向上ということで先程お話ししましたけれども、緊急防災、また、減災事業ということで消防防災施設整備に災害対策事業債等の特別処置予算も含まれているようでございます。それが、どのような内容で利用できるのかということにつきましては、私もインターネット等で調べてみましたけれども、なかなか複雑で難しく、これが利用できるかどうかっていうところまではちょっと判断がしかねたんですけれども、そういう事業が沢山あるっていうことは確かかなようでございます。

もちろん、対策には防災無線だとか、それから消防無線のデジタル事業化、先日試験が行われましたけれども、Jアラートの全国展開だとかそういうものも含みながら、この対策がとられているということはインターネットで調べるとかなりそういうことは詳しく載ってございました。しかも、震災地だとか大津波が予想される場所ですね、それだとか海岸以外でもこの対策については、対象にするよということですので、沼田町なんかは町単独でダム決壊の可能性があるのでということなどから考えると、陸の津波に備える施設として防災本部機能を持ち合わせるような消防施設の建て替えが可能なんでないかなという風に、私は記事を見させてもらって考えました。

そこで、災害が起きる度に自衛隊や消防の活躍がテレビだとか新聞でも報道されてますけれども、災害時派遣の自衛隊活動には私たち沼田町も幾度となく助けられてきたのは現状でないかなと思います。もちろん、現在も弾薬支処がある訳ですし、自衛隊にはこれからも色々な場所でお世話になるようなことがあろうかとは思いますが、防災対策の拠点をきちっと耐震構造の施設で位置づけておく事が、今、私たちの町村ができる防災対策の一つではないかなという風に思います。それは、日常は住民の安全安心を守る消防施設であれば、なお良いんでないかなという風に私は考えています。ちょっと聞いたところですけども、秩父別町は消防施設の建て替えの基本設計に来年入るようでございます。

救急事業だとか、防火防災の拠点として、また、災害時対策本部として活用できるような新たな施設が沼田にもあってしかるべきでないか、必要でないか考えますけれども町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も基本的に渡邊議員が言う様に住民の安全安心を守るための基本として、やっぱり消防、防災の充実は必要かなという認識でございまして、それは私も一致しております。

現在、私どもでは役場庁舎の耐震化に向けての二次診断を今実施しておりまして、今年の12月には完了し、この役場庁舎、それから消防庁舎、これを含めた、ふれあい以外についてをどうするかについては今出てきますので、耐震化の工事はそれを受けて近年のうちにやりたいなという風に考えております。

渡邊議員は今、それを踏まえて、大型化とか防災の拠点としての整備をっていうご提案かと思えますけれども、私も何とかそういった意味で、例えば、防災の備蓄の場所とか備品の備品庫とか、消防の皆さんが訓練する、練習する場所とか含めて、そういった拠点は必要かなという認識でございまして、今現在、土地利用マスタープランで沼田町の今後の整備計画の中に、これを位置づけて、今後、まあ何時かっていうのはお答えできませんけれども、財政状況を見ながらこの辺の課題を解決していきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）町の方でも、土地利用のマスタープラン等で、長期的な中で考えてはいるというお話しでございました。

質問状にもちょっと書かせていただきましたけれども、車庫が非常に手狭なんだと。あんまり公表したくないなあという思いも状況的にあるんですけども、実は、1期目の4年間、私は消防議員をさせていただいておりました。最初の、高田議員さんの方で消防議員にもこれは責任があるんでないか、というような質問がありましたので、あんまり公表したくないなあとは思ったんですけども。

消防議員として、そういう場所に携わらせていただいた中で感じたことなんですけれども、私が4年間やっている間に大型水槽車の入れ替えだとか、小型ポンプの更新等もございました。実際の問題で消防車両も入れ替えはしましたけれども、本当は車庫にやっと入っている状態というんですか。非常に大きな車両でございます。小型ポンプも入れ替えしましたけれども、収納に難儀するぐらい消防車庫、あの施設そのものが手狭になってございます。実際に車両の出入りをスムーズにするために、車庫面の柱を細く改修した経緯も過去にはございますし、それでも中の広さは変わりませんから、実際に緊急出動というときには、隣り合わせの車両のドアを思いっきり、一斉に開けるようなことは出来ません。何よりも、車庫の位置ですね、現在ある位置が周りの道路よりもかなり高い。そのことによって、車庫前のアプローチでの冬期間の車の点検だとか、緊急出動時の後始末なんかは大変なようでございます。まあ氷の上で滑ったりするようなことも冬場はしばしばあるということをお聞きしております。しかも、歩道との隔離というんですか、隔壁は何もございません。運転手はもちろんプロですし、そういう運転の粗相をするような方はいらっしゃらないかと思っておりますけれども、実際の問題として、防具やヘルメットを身に包んでの運転操作ですし、決して周囲から見て好ましい状態ではないという風に、町長も感じている事と思っております。消防自動車や救急車はパトカーだとかユンボ、ブルなんかと並んで、よく「はたらくじどうしゃ」の絵本の表紙を飾ることが多ございます。それは、子ども達の憧れの自動車であると同時に、安全安心を作り出す自動車だからでないかなという風に私は思います。それに答えるべく、消防の職団員が安心して作業ができるような環境を作ることも、町の大事な役割でないかなという風に私は考えてございます。

是非、早急に、先程町長は土地利用マスタープランの中で考えて行きたいということなんですけれども、今議会が取り組んでおります、まちづくり調査特別委員会の対象施設にも消防は実は入っていません。それは、役場庁舎が先程お話がありましたように、耐震調査中ということもありますし、やはり、役場庁舎に隣接しているということも十分関係していると思っておりますけれども、今後は老健施設だとか病院施設の建て替え問題や救急搬送、それから、先程お話がありました訓練等も含めてドクターヘリの要請対応なんかに密接な関係で検討されるべきでないかなという風に私は思います。

是非とも、町として役場庁舎の耐震対策とは切り離して、この消防の施設については検討いただきたいな。そのように考えておりますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今程申し上げましたように、十分に検討しなければいけな

い内容だと理解していますし、問題点についても前から色々と言われているのは、私も承知しておりますし、消防団の団長からも色々話を聞かされておりますので、これはどうするかを別にしても、全体の流れを決めないと、なかなか配置とか色々難しい問題もありますので、それについては十分に検討して、また議会の方にも提案させていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。終わりですか。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）以上で、渡邊議員の質問を終わります。次、4番久保議員。老人ホームの介護職員たちの確保をどう対策しているのかを質問してください。

○4番（久保元宏議員）4番、久保元宏です。沼田厚生病院の問題について、我々議員も役場の職員の方々も特別プロジェクトチームを作って、病院の問題について知恵を絞られていることだと思います。この春、波路医師が退職されてから、また、来年の春にはもしかしたら3人の看護師が辞められるかもしれないと。私たちの大切な看護師さんたちが、いっぺんに3人もいなくなると、そんなような心配も心の中でしております。

その一方で、やはりケアサイクルと申しまして、只今は病院だけが人を治すのではなくて、病院から更に介護施設、更に福祉施設でリハビリをして、先般敬老会で、松野健康運動指導士が740名以上のお年寄りの方の前で素晴らしい運動を見せていただきまして、我々も感動した次第ですが。そのように病院があって、診療所があって、施設があって、リハビリがあって、更にまた病院があって、そういったケアのサイクルがあることによって、全てのバランスで町の健康という町長が掲げているキャッチフレーズが成り立つものだと思います。

そこで、厚生病院の問題を考えるのももちろん大切ですが、では、ケアサイクルの中の一つの大きなポジションとして存在している、我々の大切な老人ホーム、このインフラとしての老人ホームは単にハードだけではなく、介護職員や調理員、看護師さんなどのそういった人材としてのインフラがあると思います。

その、インフラについて質問をさせていただきたいと思います。

まず、過去3年間、介護職員、正規雇用、臨時雇用、夜間介護などの方々や調理師等の定員数がどれぐらいなのか、その方々の過不足がいかげなものだったのか、定員は決まってはいるけども、実はもうちょっとこの人数が欲しいんだとか、逆にいらないんだとかそんなようなことを教えてください。

今度は、更に将来に対して、これから3年間、介護職員を中心とした、老人ホームにいて働く方々の補充計画は、どのような形で町は準備されているのか。具体的には、募集の方法はどのようにされているのか。

3つ目に関しましては、介護職員に関してはある程度のレベルの高い方にやはり

沼田町に来ていただきたいと思っております。養成学校が道内にあります。その養成学校に定期訪問計画などをされて、介護職員の確保をされていますか。されているのであれば、その効果はどのような形でしょうか、実施方法も含めてご説明をお願いします。

4つ目に関しましては、介護職員処遇改善交付金等の活用はどのようにされてきましたか。これが終了後にはどのような対策を町としては、準備されていますか。

5つ目になりますが、それに準じまして、介護職員の労働環境と賃金、可処分所得の向上が確保対策に効果があると思います。近年の改善事例、沼田町の今後の計画をご紹介ください。

6つ目に関しては、どうしても仕事柄、臨時職員が多い職場ではないかと拝見しております。その中で、社会保険、雇用保険、退職金、更に資格を取得する時の研修費用の助成。また、臨時から正規雇用への登用は明文化され、推進されているでしょうか。

あと、7つ目に夜間介護の問題についても質問したいと思います。夜間介護は24時間体制で苦勞されている老人ホームの職員の方々の一つの知恵の絞りどころだとは思いますが、どうしても夜間という時間帯の形で、月8日前後の勤務となってしまいますので、社会保険などの対象にはなりにくいので、なかなか、この職業を目指す方を探すのが苦勞されていると思います。このことに対して、町として手当、若しくは他の職種と組み合わせることによっての生活の安定化の対策をされるなど、夜間介護の方の確保に対してどのような対応をされているのか。

最後になりますが、町に住む、介護の資格を持っている方、若しくは資格は無くても、老人ホームなどで過去に働いた経験のある方を、人材登用制度を用いまして、緊急時、例えば和風園、旭寿園の方々が短期的に外出される、居なくなる場合に、この方たちをお願いするようなバックアップ体制を沼田町全体として、健康をテーマで用意されているのか。

以上を伺いたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、久保議員が老人ホームという一つのくくりの中で、質問されておりますけれども、私ども、和風園、旭寿園とそれぞれ事業の中身が違う施設でございますので、これをひとくくりで説明するのは大変でございますので、それぞれの園長の方から、今の部分について説明させていただきますので宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、最初に和風園園長。

○和風園長（橋 英則和風園長）それでは、まず、1つ目の過去3年間の介護職員についてですが、介護職員の基準については現在13名となっております。平成2

1年度末の介護職員の人数は正規職員で4名、臨時職員で9名、臨時夜勤職員が8名で計21名となっております。平成22年度末の介護職員の人数は正規職員が4名、臨時が10名、夜勤介護員が8名の22名となっております。平成23年度末には、5人、10人、7人と計22名となっております。正職員、臨時職員共に3パターンのシフトになっており、夜勤については夜勤専門の介護職員を雇用しております。夜勤者8名で、1日2人体制で交代で夜勤業務を実施しております。なお、調理員としての定員基準はありませんが、過去3年間については、平成21年度、22年度末は、正職員2名、臨時職員6名。平成23年度末は、正職員1名、臨時職員7名、主に2交代で通常は1日4名から5名の体制で食事の提供を行っております。

2つ目、将来3年間の介護職員の補充計画につきましては、過去3年間においても十分に基準を満たした介護職員数となっており、これからも利用者への充実した介護を目指して参りたいと考えております。今後においては不測の事態が生じた時は、計画を立て、職員確保に努めて参りたいと思っております。募集方法については、主に町発行のおしらせ版、ハローワーク及びインターネットを通じてお願いする事となっております。

3番目、介護職員の確保の為、養成学校への訪問への実施ということですが、各種学校からの募集依頼が数件ございますが、その年の現状に応じて対応しております。養成学校等への訪問は現状では実施しておりませんが、今後必要に応じて実施を検討しております。

4つ目、介護職員処遇改善交付金についてですが、平成21年10月から平成24年3月まで、約2年半、30ヶ月分について介護報酬に対して3%。平成24年4月からは介護報酬の中に、介護職員処遇改善加算として継続して交付されております。処遇改善交付金は、正職員には定期昇給等に係る増額分を充てており、臨時介護職員・調理員及び看護師等についても平成21年度から3年間、年度末に一時金として支給しております。一時金については、平成21年度からは、臨時介護職員には4万円を上限に平成23年度末まで支給しています。その他の職員については、1万円を上限として同様の時期に支給しています。この制度は、平成26年度まで継続することになっており、今年度末には、臨時介護職員には1万円を上限として支給する予定となっております。その他の職員は5000円を上限として、支給する予定になっております。平成27年度以降については、制度改正をふまえながら理事者と協議してまいります。

5番目、介護職員の労働環境と賃金ということですが、平成20年度には、介護福祉士取得者に資格手当として1,000円の増額、これは月1,000円から2,000円ということで1,000円アップしております。平成20年度には、経験

年数加算として、4年目、8年目の方に3,000円を支給することになってございます。更に平成24年度からは、月額賃金を1,800円増額しております。また、経験年数加算につきましては、1,000円増額しております。調理員の日額賃金は1日当たり100円増額し、5,600円から5,700円としたところでございます。今後についても、処遇改善に努めてまいります。今後の計画については、調理部門について、施設を管理、運営するに当たり、既に正職員から臨時職員に移行しており、他の福祉施設の状況について情報を得ながら、将来に向け、業者委託を検討することも考えております。

6番目、臨時職員の社会保険、雇用保険ということですが、臨時職員の月額賃金については、社会保険、雇用保険のルールに基づき、掛けております。資格取得については、個人資格であることから、公費負担は行っておりません。自動車免許の取得と同様の扱いと考えております。研修費については、公費での補助は行っていませんが、施設として必要な研修については支給することになっております。臨時職員から正規職員への登用の明文化はございません。

7番目、夜勤介護についてですが、夜勤介護員については、夜勤のみでの勤務で了解の上で働いていただいております。夜勤者の不足が起こる場合、日勤者でカバーしてもらっているのが現状でございます。

8番目、人材登録制度につきましては、他の福祉施設の状況を見ながら、今後検討する事と致したいと思っております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に旭寿園園長。

○旭寿園長（中山利之旭寿園長）旭寿園の状況についてお答えしたいと思います。

まず、1番目の質問についてですけれども、介護職員の基準につきましては、利用者が80床、短期入所10床と合わせまして90床に対しまして、30人の基準となっています。平成21年度末の介護職員の人数につきましては、正規職員で22人、臨時職員が14名で計36名、平成22年度末については、18人と16人の34人、平成23年度末には、21人と18人の計39人となっております。正規の職員、臨時職員共に1日3交代で勤務しております。旭寿園は夜勤介護員としての採用者はありません。介護職員が、昼間、夜間の仕事をする事となっております。なお、調理員としての定員基準はありませんが、過去3年間についてですけれども、平成21年、22年度末では10名でローテしております。平成23年度末については、9名ということで、1日6人体制で利用者の食事の提供をしているということになっております。

2番目については、和風園と同様ということで省略をさせていただきます。

3番目の質問についてですけれども、福祉学校から毎年、募集人数の問い合わせがございます。その年の退職者の状況に応じまして、対応しているということにな

っております。昨年度の学校訪問の実績ということで、6月と8月に旭川の大学及び道北の専門学校へ訪問しております。同時期に札幌の大学、札幌の専門学校ということも一緒に訪問しております。結果につきましては、道北の専門学校から1名の方の採用、札幌の専門学校から3名の方の採用をするといったことになっております。

4番目の質問でございますけれども、平成22年10月から平成24年3月までの間について、介護報酬額に対しまして、2.5%の交付を受けております。平成24年4月からは、和風園と同じような事で、介護報酬額の中に介護職員処遇改善加算として継続して交付されております。処遇改善交付金の支払いの関係ですけれども、正規職員には定期昇給等の分として増額分を充てております。臨時職員、調理員及び看護師等についても平成21年度から3年間、年度末に一時金として支給しております。一時金の中身ですけれども、平成21年3月に臨時職員には、78,000円を上限として平成23年3月まで支給しております。その他の職については、10,000円を限度として支給しています。先程、和風園の方からも説明がありましたが、この制度は、平成26年度まで継続することになっております。以降についても、制度改正をふまえながら、理事者と協議して参りたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

5番目、6番目の質問事項につきましても、和風園と同様になっておりますので省略させていただきます。

7番目につきましては、旭寿園におきましては夜勤介護職員ということの専門職の採用は無いということでございます。

8番目につきましても、先程説明があったようなことで、人材登用制度については他の福祉施設の状況を見ながら、今後検討していくというようなことでございます。

以上で、説明を終らせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。まだあるの。

○旭寿園長（中山利之旭寿園長）すみません。なごみの関係だったんですけれども、1番目の質問についてで、以降については省略させていただくというような事で、1番目の職員の関係で説明させていただきますが、介護職員の基準につきましては、利用者が9名おります。通所サービスということで3床ありますけれども、12床に対しまして3人の介護職員ということで基準が設けられております。夜勤介護職員についても、1人以上というような事で設定されております。実際に平成21年度の介護職員の人数、正職員で1名、臨時職員で4名、夜勤介護6名の計11名、平成22年度末におきましては、正職員で1名、臨時職員が6名、夜勤介護職員で6名の計13名、平成23年度末におきましては、臨時職員が7名、夜勤介護職

員で7名の計14名となっております。調理員としての定員基準は同じようにはありません。介護職員が利用者の食事の提供をしているということが実態でございます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○4番（久保元宏議員）8番の答えは。

○議長（杉本邦雄議長）さっき答弁していた。

○4番（久保元宏議員）同じですか。

○旭寿園長（中山利之旭寿園長）同じです。

○4番（久保元宏議員）分かりました。細かくありがとうございます。ただ、介護職員というのは勤務年数が短い傾向と賃金その他の理由で不足感が高まっているというのが、社会的な現象だと思います。

その中において、まあ募集の方法ですよね。旭寿園さんは6月、8月に学校に行かれたと伺いましたが、和風園さんの方では、募集が来た時に出向くというような発想だったようなんですけれども、これは恒常的に定期的に行く、若しくはどうせ新卒で入っていただくのであれば、レベルの高い方に入ってもらうために3月、2月になってから行くのではなくて、早い時期に行き確保するという、これは定期的に行くというような方向にした方がいいんじゃないかなということの検討はいかがですかということが一つと、資格に関して和風園さんの方で、自動車の免許程度と仰ってましたが、国の方の制度で介護人材確保のための主な対策程度でプログラムが9つ程度あると伺っています。例えば、働きながら資格を取る、介護雇用プログラムとか、福祉と介護の人材マッチング機能プログラムとか、細かく述べませんが、こういうような人材を確保する、若しくは教育制度を利用していくという事と併せて学校に出向くということに関しての町側の対策は練られているのでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）和風園の話ですけれども、和風園は退職の関係とかを見て、採用計画を立てますし、万が一足りない場合は旭寿園から和風園に移るとかいう、そういった内部での異動、なごみも含めてそういう配置をしておりますので、改めて和風園の方で回るとかというのは今のところ考えていません。資格については、あくまでもこれは個人の資格でございますので、内部で自分のレベルアップの中で資格を取っているという状況だという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）最後の質問になってしまうんですけれども、そうすると沼田町の老人ホームでは人材に関しては心配は無いということで宜しいのでしょうか。それとも、心配は無いということの判断を町民がするための安心の担保として、ど

のような対策をしているかということに関して、短くお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）現状、今年もさっき言ったように基準以上の配置をしています。これは、全体のそれぞれの経営の中身によりますので、それぞれ将来の見通しもありますから、例えば人材の年齢構成とか色々含めて、正職員については、今補充については、ここ何年かは特に問題なく進んでいますので、今後ともある面では待遇とか、処遇、勤務の状況について、やっぱり働きやすい環境とか、そういったものも考えていかなければいけないと思いますけれども、現状の中では充足については特に問題ないんでないかなという認識ですけれども、これもいつ何時色々な問題が起きるか分かりませんから、その辺については十分に現状を踏まえながら対応して行きたいという風に思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、老人ホームの介護職員の確保をどう対策しているかについては終わります。次、4番久保議員。崩壊の恐れのある空き家などの対策についてを質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい、先程鵜野議員と町長が意見交換をしているのを聞かさせていただきました。私の印象では、町長の条例に対する政治思想が間違っているんじゃないかと思えます。例えば、条例というのは確かに町長が仰るように、何でも出来る魔法の杖ではございませんが、しかし、むしろ行政が出来ないこと、議員がなかなか腰を上げないことに対して、それを動かす、後押しをする杖が条例になるのではないかと。若しくはその条例が無いにしても対策をしないということに関しては条例が役に立たないということはいい訳にもならないんじゃないかと思えます。

今日は議長の許可をいただきまして、添付資料を付けさせていただきました。町長もご覧になっていると思えますけれども、傍聴者の方も付いていますので、是非見ていただきたいと思うんですけれども。これは、まさしく町長室から見える、倒壊の恐れのある空き家でございます。私も去年から、この3階に上がる機会が増えまして、窓から何度もここを見させていただいておりました。国道の方に向かって、どんどんどんどん倒れてくる姿を日々、見させてもらってました。ご覧になったら分かると思うんですけれども、国道に向かって、少し傾斜しております。手前に稲津久さんの看板があり、右の方に鵜野範之さんのお札があるんですが、このお札のお陰でこの家が倒れないんじゃないかと僕も思って、鵜野範之さんのお札をうちの家にも貼ろうかなと検討中ですが、しかし、その神頼みのようなことを条例にして、言葉にするのが政治ではないでしょうか。そのために、是非、町長には動いていただきたいと。それが、私たちが愛した金平町長ではないかとそのように思っています。

繰り返しになりますけれども、この写真の中で見ますと、奥の方の窓ガラスは下に落ちそうになっております。この写真を撮影したのは8月22日でございますが、8月22日の翌日からは、夜高あんどんの前夜祭が始まり、夜高あんどんが行われたんですけれども、まさしく、こっち側の役場のところで皆さんでビールを飲ませていただきました。ビールを飲んだ後に、小さいお小水をしようかなと思って、暗闇でここに居た時に上から窓ガラスが落ちてくる可能性もあったのではないかと。

しかも、この土地は町の土地です。町の土地で確かにそこで軽犯罪行為を行うのは間違ったことかもしれませんが、上から窓ガラスが落ちてくる、しかもそれを知らなかったことではなくて、毎日町長室から見えるところの建物がそのような危険性をずっと維持していた、しかも裏側は写真の下側を見れば分かるように、ぐちゃぐちゃになっておりまして、中に入るのも可能でございます。

そして、2階の窓ガラスが先程申し上げたように、落ちそうになっていますが、先程もご覧になったかもしれません。もっと今は酷い状態になっております。この下に例えば小さい子どもとか幼稚園児が玉を持って遊びに来た時に、どのようなことになるのか、それを対策するのが条例であり、行政ではないのかと思っております。

各、色んな町村で事例があります。例えば、栗山町でも空き家寄附物件の取り壊し事業というのが行われております。これも、ご存知のように条例化はしておりません。ただし、条例化はしていなくてもやる気があれば一歩前に進むことが可能です。

ですから、先程、鶴野議員が申し上げた、条例を作ってくれというのが一つのやり方として歩み寄ろうかということです。町長が、例えばふらっとトークでこのような説明を受けたときには、町の財産で何でも出来る訳ではないと先程仰ってましたけど、確かにそのとおりです。町の財産で全て壊していただけるんだったら、引越す時に家をほっぽらかしにして、後は町にタダで壊してもらおうと。確かにそういう人が出てくることに対しては、私たちも慎重に対応しなければいけないと思います。

そこで、幾つか条件をつけるのが条例ではないのでしょうか。例えば、危険な家、例えば、国道に倒壊してくるような家、例えば、人身事故が起こるような家、隣の家が被害を受けるような家、こういう所に関しては沼田町が一步踏込んで、壊す、若しくは土地を含めて持ち主から寄附をしてもらう。そして、それを例えば土地を300万で買って100万で処理をする。そのような事を明文化していくような事が条例だと思います。それが、条例の政治思想だと僕は思います。

そこに対して、否定をするような議論からスタートするようでは、なかなか沼田町の他の事業に関しても、踏込めないのではないかと思います。

そのことに関して、お答えを願います。

それから、昨年12月19日に沼田町雪害予防対策本部というのが、役場の総務課の方で設置をされましたが、昨シーズン中に雪が原因で倒壊した建物、破壊した建物、破損した家屋は何軒ございますか、対策本部の方で把握されていると思いますので、数字を簡単に教えてください。

更に、先程から繰り返してますが、2月後には、また雪のシーズンが来ます。冬の前に倒壊、破損する危険がある家屋の調査を行うことがあるのでしょうか。先程、町長の方から町の中で2件危ない家があるよと教えていただきましたけれども、果たして、その調査はどのようなことを基準にして行ったのか、今後、その調査で安心するのか、危険な家が2つあるんだったらそれはそのまま放置しておくのか。そこも併せてお答え願います。

宜しく願います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、役場前の物件でございますけれども、これについては現在、私どもも平成17年から持ち主の方とも色々と話し等させていただいてますけれども、現在は居場所が分からない状況でございます。そういう関係で、本人の了解なしにあの物件を町が壊すとかっていうことは、個人の財産を侵害することになりますので、それは基本的には出来ないという認識でございまして、危険という事につきましては、危険が及ばない方策を講じたいと考えておりますので、あそこには誰も入らないような考え方で、今、策を講じたいと考えております。これは、目の前にしている崩壊の方ですけれども、今後、色んな条例なり、そういった方策が起きないような事業なんかが提案がございました。私どもも、今言った個人の財産をもらって、それから町が処分をして。立ち寄るとか色んな事は多分あると思います。

今、議員も仰るようにそういうことをすると、町がしてくれるっていうことで、町から出て行くっていう恐れもあります。一つとしては、中古住宅を取得して、例えば、中古住宅を取得した場合の補助制度はあります。ただ、取得をして、例えばそれを壊して新築をする時の補助制度はございません。例えばそういった制度を設けて、予め、壊した費用の何十万かを支出して、補助をして、それからまた新築の補助をするといったことで、そういった空き家なり、危険な家屋が出来ないようなことに関しては十分に検討する価値があるかなと思っております。そういったことは、行政としては今後の為の事も含めて、検討する事はやぶさかではないかなという気がしております。

それと倒壊について2棟、北竜地区の2軒、それから一部損壊は今言った役場前の物件と恵比島の物件ということでございます。小規模なことについては、例えば

屋根の庇がおれたとかそういうことについては把握しておりません。冬の前に向かって、久保議員が仰るようにもう一度、その調査について再度、担当の方で回って適切な管理ができるよう、持ち主がいましたらそのような話をして、再度こういったことが起きないような形の事業はしていきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）やっぱり、建築基準法とか民法があるっていうのは私も重視しています。しかし、やはりそういうハードルを越えていくことが僕は政治だと思います。代執行ができて、初めて有効だと思いますので、そこに関しては町長一人でお悩みになるのではなくて、道なり国なりに問い合わせなりアドバイスなりをいただければ、日本中で色んな方法をしているところがございます。目の前で危険な建物があって、しかも国道その他となりの家を傷つけるようなところが秒読み段階であるのに、持ち主がないからそれに対して何も出来ないんだっていう、法律っていうのはそういうものではございません。そこに対しての事もきちんとありますので、そこを是非整理されて、勉強されて一歩前に進んでいただきたいと思えます。

今、柵を作るとか、柵を作ると仰いましたけれども、それもまた一つの町民の財産の経費でございます。そのようなことを行う経費を考えれば、むしろ壊した方に一歩踏み込んだ方が宜しいのではないのでしょうか。仮に柵を作るのであればいつ作るのか、その柵に対しての経費はどのぐらいを考えていらっしゃるのか。そのことに対して答弁をお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、検討中でございますので、いつっていう中身については今、お答えできません。然るべき時期にやりたいと考えております。それから、去年の代執行につきましても、私どもは色々な弁護士さんの方にも相談して、手をつけていい範囲とかそういう手続きを踏んで、屋根雪の代執行をしておりますので、私どもが、内部の中でも協議しなければいけませんけれども、そういった機関とも法律的な手順を踏まえて、対応して行きたいと考えております。

○4番（久保元宏議員）是非、宜しくお願い致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）以上で、久保議員の倒壊の恐れのある空き家対策について質問を終わります。はい、上野議員。農業総合センターについて質問してください。

○2番（上野敏夫議員）2番、上野敏夫です。農業総合センターっていう題目で質問させていただきます。沼田町の基幹産業は農業。これは、どの町民も理解していますし、そのことによって沼田町が安全安心な町として、生きているというか歴史が備わっていると思えます。この、沼田の農業には役場は農家のために色んな支援をしていただき、更に農家の後継者問題、色んなことで農業の関係に力を注いでも

らっているという事は、誰もが皆認めるところです。

その中で、沼田の農業を取り巻く環境、国の政策も色々ありますけれども、色々なことで政策がコロコロ変わりながら、農業が営まれている訳ですけれども、そういう中に農家の経営者、特に若い経営者、これは付いていけないって簡単にいえばそうなんですけれども、次から次へと今は変わった政策が出来て、色々な書類も提出しなければならぬ。色々な問題が出てきて、そのことによって、親に聞けばいいんでしょうけれども後継者というのは自分の判断で農業をやるっていう気持ちから行くと、なかなか親にも相談できず、迷いながら農業をやっている実態だと思います。

できたら農業の関係する部署、農業委員会をはじめ、普及所その他、色々試験場的な役割からデータだとか、沼田に合った作物品種はどれがいいだとか、色々なことが出来る総合センターをどこかに建てて、その場所1箇所で農家の方がそこに行くと、相談が出来る、指導が受けれる、営農指導も受けれる。そのことによって沼田の農業が発展し、更に若い後継者も意欲を持った中で、沼田の農業を規模を拡大しながら経営を安定させていって、沼田町が発展すると思います。そのことを考えるというのが大事だと思っていますので、その総合センターについて町長が考えていることがあれば、更にこの先の沼田の農業に対する、農業後継者っていうか農家の経営者に対して、将来の考え方ももしあればお聞かせいただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）上野議員の質問でございますけれども、昨年の23年12月15日に産建福祉常任委員会でも、所管事務調査の中に報告がございまして、報告書の3番目に営農形態等が多様化する中で、農業後継者や新規就農者が安心して就農できる支援策、支援体制の構築とこれらを一元的にサポートする窓口の設置が必要であるという所管事務調査を私どもはいただいております。

それで、私どももこれらを踏まえて、農協の問題色々ございましたので、これらについて今、検討をしております、どういう形がいいかは今、内部検討中でございます、私ども、担当職員でそういった事例の町にも視察に行っておりますし、今その内容を詰めております。

今、上野議員が言う様に私も色々な関係機関が一箇所でワンフロア、ワンストップで色々なことが受けられるっていうのは、沼田町の農業の足腰を強くするっていう意味でも必要かなという認識でおります。それは、どういった形がいいのかっていうのも、私どもが今内部検討しておりますので、今後、農協それから農業委員会、関係機関とも意見交換を行いながら、どういった方向がいいのか、今、この秋以降、関係者とも協議をしたいという風に思っておりますので、何とか沼田町の農業を更

に発展させる為のそういった施策も必要かなという認識で私も考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）町長の前向きな、沼田の農業に対する発展的な考えがあるということを知って、多少は安心しているんですけど。それを早めに、具体的に進めていかないと、今の沼田の農地がだぶついてくるっていうか、耕作不要地っていうか何かが出てくるようなことにならないように、そんなことで早めにセンターっていうかそういうものを、施設をできたら新築になればいいなと思っております。

私も委員会で鷓川町に視察に行ってきた、あの施設を初めて見て来た時に、農地の移動、幹旋、一箇所で全部が、色んなことの用事が済ませるっていうあの鷓川町の取組みを見て来た時に、何で沼田はこういうことを気が付かなかったのかなと思うぐらい良い勉強をさせていただきました。そのことを町長も聞いていたのかなと思いますけれども、是非、沼田町の若い後継者が親にもしづらっていうのもありますから、是非、どこか一箇所で農業指導、技術、相談指導、営農、経営指導、色んなことで悩みながら経営していくと思いますので、その辺、若い経営者を含め、今の経営者ももちろんですけど、早急に検討して報告をしていただきたいと思います。

できたら、いつ頃っていうことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、検討中でございますのでいつ頃っていう明確な答えは出来ませんので、重要性については十分認識しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。2番、上野議員。奨学金について質問してください。

○2番（上野敏夫議員）2番、上野です。奨学金についてなんですけれども、私も前松田教育長の時に奨学金については、質問をしてある程度回答をもらった中で、私もちょっと納得しないものがあるんで、今教育長が変わられて、生沼教育長は沼田の子どもに対して教育熱心で色んな行事に参加していただいて、色んなことを考えてるんだな、今日の教育長の教育行政報告の中でも、学習サポートですか、沼田の子どものために教育的に熱心にレベルを上げるっていうのか、子どもに意欲を持たせるっていうのか、そういうことで力を注いでいることは分かりますけれども、そのことも大事なんですけれども、沼田の子どもが感動したり、夢を持ったり、子どもなりに白い頭の中で色んなことを考えながら、成長していると思います。

その中でやっぱり、中には進学してこのことについて勉強したい。このことについてもっともっと進学して勉強したいって考えを持っている子どもが必ずいるはず

です。その子ども達が親の都合っていったら失礼なんですけれども、子どもが夢を持って進学、更に上へ上へって目指そうと思ったときに、今一番引っかかるのが、奨学金というかお金の問題なんですよね。

これは、たまたま今年の9月5日の奨学金の事が道新に載っておりまして、本当にすごい金額が掛かる。私も子どもを育てていて、大学となるとそれなりのお金が突然必要になってきて、ゆうちょ銀行の奨学金では全然足りないっていう、これはその場になってみないと分からないということで、何人かの親で経験している方は分かってもらえるんですけども、今の小さい子どもを育てている親にとっては驚くような数字がこれから出てくると思います。そのことによって、教育長として、子どもが進学したいという時に、国の育英資金があるじゃないかではなくて、沼田町で生まれた子ども達が、大学なり専門学校もそうですけれども、更に大学の修士課程、今修士課程に行く子どもも増えてきていますからね。そうやっていくと、お金のことによって子どもの夢が絶たれる様な町にして欲しくないっていう気持ちと、出来たら沼田の将来を背負っていく子どもが何人か出てくるはずですよ。その、沼田の将来を背負っていく子どもは宝だという考えで、教育資金の枠を今まで2名とかそういう枠でなくて、枠は撤廃して、借りたい子どもには全員貸す。その枠ももっともって広げてあげる。子どもが少ない沼田町の子どもに一年間何百万という、そういう数字が出るかも知れませんが、是非、沼田町は教育に力を入れているので、沼田町で子どもを産むと、安心して子どもが夢を果たせるような町にして欲しいと思いますけれども、教育長の考えは恐らく子どもに対する温かい気持ちがあると思いますので、安心して沼田のお母さん、お父さん方が、子どもが夢が持てるように気持ちよく回答していただきたいと思いますけれども、是非、宜しく願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）はい、今程のご質問でありますけれども、現在、今上野議員さんも仰られましたように、大学の枠は2つ、それから高校の枠は2つ持っておりまして、大学には月3万円ですか、高校枠は1万5,000円ということで貸し出しを致しています。

平成19年から、6年間の状況を確認してみました。この6年間の中で、高校枠を活用された方というのは、1名いらっしゃいましたけれども、その他、大学の方はこの2名枠に対しまして、大体枠をオーバーする、そんな年が多いのが実態のようであります。現に今年も2名のところに4名の応募がございまして、残念ながら2名につきましては今回落とさせていただいたところでございます。

しかしながら、今景気が低迷することが非常に慢性化しつつある中で、子どもさん達への仕送りですとか、あるいは授業料、こういったものも保護者の皆さんにし

では、大変な負担になっているのもこれ実態でございますし、民間のある団体の調査によりますと、10人に1人は保護者からの仕送りも無い。全く仕送りも無しで頑張っておられる子どもさん達もいるというような事でございます、そうなりますと、本当に親ばかりではなく、子どもさん達にとっても大変な苦労がある。段々そういう時代になってきているんだなという風にも認識を致しているところであります。

そんな中で、今程もお話がありましたように、教育の機会均等というその考え方が、今の教育を支える理念の一つにもなっている訳でありまして、将来の夢と希望を持ちながら、上の学校を目指す、その子どもさん達に何らかのそういった思いに応えてやるという事は、非常に大事なことだなという風に思っております。

現に、今年の、私も4月に選考させていただきまして、初めてだったんですけれども、そうした選考作業を通じまして、そのことを少なからず感じたところでございます。

25年度の予算の編成作業がこれから始まって参りますので、その中でも色々内部でも検討させていただきたい。状況を踏まえた中で、出来れば前向きに考えてみたいという思いは致しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）今年の選考で大学生が2名この枠から外れた、これ、外された親にとっては本当に大変な思いをしていると思います。やっぱり3万円だからでなくて、その枠が少ないとかでなくて、進学したいっていう子どもが居れば、全額、全員、町の予算の中で面倒を見るような町になってほしい。というのは、先程言いましたけど、大学に入学しておめでとうっていった途端に、国立の自宅外で174万円掛かりますよ、それに私立であれば、約200万円が入学おめでとうと言った途端にいるんですよ。これはそれぞれ経験している親は分かると思いますけれども、これで、今の子どもが行きたいって思った時に、いや、ちょっと考えてっていつてしまうとせつかくの子どもが夢を絶たれてしまうっていうことで、是非そういうことを考えながら、予算を教育長が財政課の方に言っても、何とか認めてもらうようにあの手この手を考えて欲しいと思います。

それで、もう一つ、教育っていうのは日本っていう国は親の責任で子どもを育てるっていうか、親がお金を用意して育てるっていう、今の日本はそうなんですけれども、沼田町は日本で初めて、沼田の子どもは町で育てる、生活費は別にして、学費、教科書その他、学校の授業料関係は町で面倒を見てあげる。これは恐らく全国どこにも無いと思います。これは、ヨーロッパ辺りではやっていると思うんですけどね。

そういう風な所まで考えてほしいので、2名枠、金額3万でなくて、もっともっ

と教育っていうのはお金でないと私は思っていますので、是非沼田町のPRも兼ねて、沼田町に若い能力のある子どもが来て、沼田町から旅立つことによって沼田町で教育費は面倒を見てあげるっていうぐらいの町にして欲しいと思うんですけども、教育長、そこまではまだいきなりですけど、その辺まで考えていればその辺の回答をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）先程のご質問の中にも、借りたい人全員に貸してはいかかかというようなお話がありました。

そもそも奨学制度というのは、教育の機会均等を保証する為に設けられた制度という風に私は理解をしております、町の奨学資金の条例の中にも、学業成績が優秀で経済的に理由により、就学困難のあるものに学資を貸与する、そういう風に謳っている訳です。いわゆる、学校に入ったけれども、経済的な事情で在学し続けることが出来ないと、そういった人達を救うための制度という風に考えている訳であります。

そのことも考えますと、無利子で資金を借りたいという人、皆にお金を貸すという事は、実質、無審査な状態で無利子のお金を借りたい人に皆貸してしまうという、そんなことになっていくのではないかという風にも思ひまして、そうなりますと、奨学制度というものの趣旨からは違った観点に立って考えなければいけなくなってくるのかなという、そんな風にも思っているところであります。

まして、無利子の資金をそういった形で全員に貸すとなれば、これは非常に沢山の資金需要が発生してまいります。今、2名の枠、例えばこれを1名増やすとしても、1名の枠を常態化して、ずっと2名を3名に枠を増やし続けた場合に、1人増やすことによって1,000万のお金が必要になってくるんです。ですから、無利子で無審査に近い状態に貸すとなって、5人も6人もまだも来たとしたら、そういう状態がずっと続いたとしたら、これは相当な大変なことになるという、町の財政上ですね。そういったこともございますので、そんなことも総合的に考えながら、これからこういったところまで出来るのか。間口を広げるということの必要性は、私なりに多少、考えるところがございますので、とは言いながらもどこまで出来るかという事は、この後、内部で色々と検討させていただきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）本当に、町の貸出の要件というか、生活に困窮してて、色んな条件があるのは昔のことであって、今は、子どもが大学行って、修士課程まで行って、色んな勉強をしたっていう子どもが出てきているのでね、親の収入云々でなくて、やっぱり子どもには親は選べないんですから、子どもが例えば工業大学に行って、こんな発明をしたっていう子どもが、例えば医者でもいいし、そ

ういう人がいれば、決まりがあるんでなくて決まりを無視した中でも、子どもが夢を持てるように考えていくべきだと思っておりますので、教育長、そういう弱腰でなくて、お金の問題は別にして教育長ですから、是非遠慮なく、教育長には本当に助かったっていう子どもが出てくれるようにしてほしいんですけれども、力強い回答をもう一度聞きたいんですけれども宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）いずれにしましても、ここで具体的な話は出来る事にもなりません。その、先程から何回も同じことになりますけれども、必要性は認識しながらも、沼田町の力としてどこまで出来るか、そのあたりをちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で上野議員の奨学金についての質問を終わります。これをもちまして一般質問を終了いたします。ここで、暫時休憩いたします。40分くらいまで休憩いたします。

15時25分 休憩

15時38分 再開

（一般議案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第8。議案第53号。沼田町防災会議条例及び沼田町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻 広治総務課長）議案第53号。沼田町防災会議条例及び沼田町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。沼田町防災会議条例及び沼田町災害対策本部条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年9月14日提出、沼田町長名でございます。

沼田町防災会議条例及び沼田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の関係ですけれども、改正する条文につきましては省略をさせていただき、今回改正をする理由について説明させていただきます。

災害基本法の一部を改正する法律、これが本年6月27日に公布、施行されております。これに伴いまして、本町にあります、沼田町防災会議条例と沼田町災害対策本部条例についても、この法律の改正に伴う文言について整理をして、改正する必要が生じたので、今回提案をさせていただきました。

宜しくご審議の程、お願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第9。議案第54号。平成24年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長） 議案第54号。平成24年度沼田町一般会計補正予算について。平成24年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年9月14日提出、沼田町長名であります。

別冊、一般会計補正予算第3号1頁お開き願いたいと思います。平成24年度沼田町一般会計補正予算第3号。平成24年度、沼田町の一般会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億8,960万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50億5,090万2千円と定める。2項省略を致します。平成24年9月14日提出、沼田町長名であります。

8頁の歳出をお開き願いたいと思います。まず、歳出の1款議会費であります。1目議会費で18万6千円補正をさせていただいてございます。旅費であります。14万6千円を追加をしたものであります。これにつきましては、議員の道外視察に係ります職員の随行旅費、これを増額補正をしたものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思います。下段の3款民生費であります。1目社会福祉総務費でございます。88万3千円の追加でございます。国民健康保険特別会計への繰出金、これを増額をしたものであります。これにつきましては、特定健診等計画見直し、これが今年度に取りまとめを行うという中で、今年度限りの支出と致しまして国保会計の臨時職員雇用経費、これを事務費繰出金と致しまして、これにつきましては法定繰出でございます。この臨時職員の雇用経費を一般会計から法定繰出という形で行うものでございます。

次の頁、10頁をお開き願いたいと思いますが、4目の障害者福祉費であります。23節で償還金利子及び割引料、80万5千円を計上致してございます。障害者自立支援給付費等に係ります過年度分の国庫、あるいは道費負担金の精算返還金でござ

います。

続きまして、4款衛生費であります。1目保健総務費であります。補正額1億8,489万4千円でございます。沼田厚生病院に対する損失助成として計上致してございます。沼田厚生病院に係ります、平成23年度分損失金の助成につきましては、去る7月3日付で北海道厚生連より要請があったところでございます。収支につきましては、収益と致しまして3億7,061万315円、費用が5億6,250万5,284円となつてございまして、差引収支1億9,189万3,969円、これが損失額となつておられるところでございます。助成額につきましては、損失額から町が別段で支弁を致してございます、医師確保対策補助金700万円、これを差引きまして、1億8,489万3,969円。これが要請額となつてございます。先に締結を致しております、病院運営に係る協定書、これに基づきまして助成するものでございます。予算額に致しますと、1億8,489万4千円を計上したものでございます。なお、財源でございますけれども、特別交付税、12月ルール分とされた地財に基づきまして、不採算地区分74床、救急告示分と致しまして1病院3床、合計で1億2,901万1千円となつておられるところでございますが、本補正予算におきましては、平成21年から休床致しております32床、これを不採算地区病床数にカウントせず、当面42床で想定積算を致してございます。結果、特別交付税は不採算地区分42床、救急告示分で1病院3床でございまして、計算を致しますと8,965万1千円、これが12月特交ルール分という形で一般財源の内数として計上したものでございます。なお、不足額9,524万3千円につきましては、普通交付税を充当したところでございます。

次に8款の土木費であります。1目土木総務費であります。88万9千円を今回計上させていただきます。車両譲渡償還金ということでございます。これにつきましては、平成23年度、建設課の方に配備を致しました車両、プラドでございますが、これは備荒資金組合からの車両譲受でございます。この、車両譲受の償還金でございますが、これにつきましては当初予算計上漏れとなつてございまして、今回補正をさせていただきますものでございます。財政課と致しましても、こういった予算細部に渡りましての精査が出来ていないということで漏れが生じたという中で、補正に持ち込んだという事に深く反省を致してございます。大変申し訳ございません。

次の頁をお開き願いたいと思います。9款消防費であります。1目の消防施設費、95万4千円を追加致してございます。消防組合に対する負担金でございますが、これは自賄い分に係ります経費でございます。1つ目にはパソコン10台分のライセンスの購入費用でございます。これが、63万3千円でございます。もう一つには、エアジャッキの購入費用、これが32万1千円の計上でございます。エアジャッキにつきましては、平成8年に購入を致してございますが、経年劣化によりまして、現状破

損を致してございます。救助活動には欠く事のできない資器材でございまして、今回計上させていただいたものでございます。なお、財源につきましては、本来であれば消防組合の繰越金が発生しておりますので、これの振替える財源となるものでございますが、現在この繰越金については凍結がなされているということでございまして、一般財源を投入を致しまして、処理したところでございます。

次、10款の教育費であります。3項中学校費、1目の学校管理費であります。45万円、賃金として計上させていただきました。これにつきましては冬期間におきます中学校のボイラー管理人の臨時雇用賃金でございまして。部活等の関係から、14時から19時までの5時間に係る臨時雇用を雇い入れをするものでございます。以上で歳出を終わらせていただきまして、6頁の方の歳入にお戻りをいただきたいと思っております。

歳入であります。まず地方交付税であります。特定財源を充当してもなお財源不足になる額、1億8,919万円はこの地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったところでございます。この内、厚生病院の損失助成に係るものにつきましては、先程歳出で申し上げましたとおり、1億8,489万4千円でございます。その内訳につきましては、特別交付税として8,965万1千円、普通交付税を9,524万3千円を計上したものでございます。なお、その他の特定財源につきましては、説明省略をさせていただきます。

以上で、補正第3号の提案理由とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保でございます。今、病院の補填について説明を受けまして、この機会ですので民間の事業所に対して赤字補填する時の町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。就任以降、例えば農協の建替え、その他民間のことに対して、経費を出すことには色々苦勞されているような印象なんですけれども、このように厚生病院は交付税の財源がありながらも、やはり社会的役割とか民生の存在価値があるのでこういうような対応をしていただいていると思うんですが、今度恐らくまた年度末に近づくとゴルフ場の問題が出てくると思います。ゴルフ場をテストケースとして、固定資産税に対して減免申請その他出てくる可能性もございましてけれども、これも民間の施設だと思っております。ここに対しての今後の対応に対してのお考えを伺います。

○3番（高田 勲議員）関連。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番高田です。厚生病院の赤字補填なんですけれども、21

年から療養病床を休止していると、31床ね。それで、その年は赤字額がどんと1回減っているんですよ。21年度、22年度と。ここに来て23年度がまた1億8,500万円程に膨らんできていると。当然、患者さんが少なくて、収入も減っているんだらうけれども一方で掛かった経費の部分について、町の方にどこまで説明があるのかは分かりませんが、そういう風な分析を町の方でもしているのかどうなのかどうなのかという話が1つと、このまんま雪だるまで赤字が増えていくようであれば、やはり町としてもそれなりに考えなければいけないと思うんですけども、赤字を減らすために町として厚生連にどういう風なお願いをしていくのかという2点をお伺いしたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）損失補填につきましては、平成19年の協定に基づいて町民の医療の確保という観点で、当時そういう協定を結んで損失補填をするということになっております。これに基づいて、それ以降補填をしていると私も理解しておりますので、これは現状としては町民の医療を守る観点からは、この医療という人の命に関わるものですので、これについては必要かなという認識をしております。ゴルフ場についてはまだそこまで今話が出ていませんので、これに答えることはできません。

次に高田議員の質問でございますけれども、当然私どもも色々報告がある場合に分析するんですけども、なかなか過去の例を見ても、その辺の状態について意見を言えないというか監査とかそういうものが出来得る権限がございません。ただ、その辺について来週、全道の病院の所在町長の会議がございますので他の町からも私どもと同じような疑問を持っているところも出ていますので、それらについてぶつけて、その辺の内容について精査できるような話をしていきたいと思っております。

今後ですけれども、今特交の話も出ましたけれどもだんだん厳しい状況になるっていう事はご存知かと思えます。そんなことも踏まえて総合的に考えていく時期が来ているんでないかなっていう気がしております。

○議長（杉本邦雄議長）宜しいですか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）黙っていようかなとは思ったんですが、そもそも病院の損失の全額補填ということは、請求書一枚ぺろんと送ってくるんです。言ってみれば全額補填という事は経営者なんですよ。それが紙っぺら一枚ぺろんと送って来られて、はいわかりましたって言って払わなければならん、地方の医療の脆弱さっていうのが本当は悲しいんですが、私はそういった所在市町村の会合もあるようですので、今はどこも赤字のようです。その人達がある程度話をして監査権は付与してくれというような提案を是非してほしい。というのは、私も厚生病院の運営委員をやっていたことがあるんですけども、沼田ならこれぐらい持てるべって言われて出して来られても、反論するものは何もないっていう状況の中で、ただただ全額補填しますっていうのは、

これは町民に対してさすがに説明が付かんのだ。せめて、監査委員が出て行くのかあるいは産建委員長が出て行くのか分からないけれども、監査権を付与してくれということをして是非関係町村で話し合いをしていただきたいなという風に思いますけれども、町長どうでしょう、やっていただけませんか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今回、事前の質問項目の中に私どもはそのテーマを出していますので、それに対してどう答えてくれるか楽しみですけれども、私どもとしても今中村議員が言ったようにきちっと中を見て、言える状況でなければいけないかなという認識は一致しております。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）ちょっと厚生病院の話とまた離れるんですけども、社会福祉総務費の国民健康保険繰出金ですね、これは要するに学校給食センターに1名人員を送ったが故に、僕は今国保が何人で担当しているのかは分からないけれども、なかなか仕事量が多くてマンパワー不足に陥るのではないかな。あまりマンパワーが不足してくると、午前中聞いたようなちょっとしたミスイクのスパイラルに入ってしまうようなこともあるもんですから、恒常的な人員不足であるならば、私は1人ぐらい新規職員を雇ったとしても、補充をすべきではないかなと思っているんですけども、吉田課長どうでしょうね。これ足りていますかね、今の国保、まあ人名を出しちゃうと良くないんですけども、小西さんをそっち側に出しちゃって、完全に国保会計としては1減ですよ、それで足りているの人数は。大丈夫なの。町長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）現状は厳しい状況かなとは思っています。私も理解しておりますので、これは来年のこともありますけれども職員全体の今の配置計画も見直ししながら、今言った形のミスが起こらないような人員配置も必要かなという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）消防費なんですけれども、まあ消防の仕事なので止める訳には行かないだろうと。パソコンのライセンス代とかエアジャッキ代なんていうのも、これは災害時にすぐ使うもんですから必要なんだろうなというのはそれは理解しますけれども、たださっきの一般質問をぶり返すようだけれども、結局、過年度の余剰金で返って来るお金を本来はこういうケースがあったら充てていた。今まではね。それが凍結されている。トラブルがあったために。なんでその終わった年のやつを凍結する、ちょっと訳が分からない。だけれども、終わってしまっただけで多分3, 310万円今年度納まってませんよ。そっか、認定されていないんだ。それで凍結しているという解釈で宜しいでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）答弁求めますか。

○3番（高田 勲議員）それで宜しいかっていう確認だけ。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。無い様ですので、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第55号。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第55号。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年9月14日提出。町長名でございます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算第2号の1頁をお開きいただきたいと思います。

平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成24年度沼田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、98万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5億6,171万7千円と定める。2項省略させていただきます。平成24年9月14日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、国民健康保険法の施行令の一部改正に伴い、国保システムの改修が必要となり、費用負担を計上したこと、もう一つは国保業務を補うために臨時職員を雇用する予算を計上した2点であります。6頁をお開きいただきたいと思います。

下段の歳出から説明申し上げます。1款総務費1目一般管理費、98万8千円の増額でございます。4節共済費、7節賃金につきましては臨時職員の雇用に対する費用であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、システム改修費用10万5千円です。歳入につきましては、システム改修費用については全額国からの特別調整交付金を充当していること、臨時職員の費用につきましては先程の一般会計の説明にもあります

ように繰入金を充当しております。

以上、宜しくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。議案第56号。平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。グループホーム施設長。

○グループホーム施設長（中山利之施設長）議案第56号。平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年9月14日提出。町長名でございます。

別冊、平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算の1頁をご覧ください。

平成24年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,847万9千円と定める。2項については省略致します。平成24年9月14日提出、町長名でございます。

ここで、14日の日が印刷をミスしております。大変申し訳ございませんでした。

今回の補正の内容を説明いたしますと、職員の人事異動に伴います、研修旅費の増と調理品の故障によります備品購入によるものでございます。6頁の歳出をお開き願いたいと思います。

1款総務費、9節の旅費、普通旅費の増額をしております。

2款サービス事業費の18節、備品購入費ということでフードプロセッサー、ジュ

ーサーミキサーをイメージしていただければと思いますけれども、故障のために今回購入するといったものでございます。

5頁の歳入をお開き願いたいと思います。1款のサービス収入ということで、6万3千円をここで充てているというようなことになっております。

以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12。議案第57号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。議案第57号。教育委員会委員の任命についてでございますけれども、現委員であります小西克典氏の任期満了が平成24年10月30日でありますので、その後任として、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。現委員であります小西氏につきましては、23年6月から委員をなさっており、教育委員として最も適任と認め引き続きお願いしたいということでご提案申し上げます。住所は沼田町本通2丁目4番3号。氏名、小西克典様。昭和37年9月3日生まれの50歳であります。平成24年9月14日提出、沼田町長名でございます。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第13。議案第58号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長） はい。議案第58号。教育委員会委員の任命についてでございますけれども、現委員、教育長であります生沼篤司氏の任期が平成24年10月4日を以って任期満了となります。その後任として、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。現委員であります生沼篤司氏につきましては、23年6月から教育委員に就任しており、現在、建設中の沼田小学校の本年12月の校舎完成及び小中一貫教育連携の推進に、今まさに取り組んでいただいているところであります。沼田町の教育の更なる充実と発展のために取り組んでいただきたく、引き続き生沼篤司氏をご提案申し上げたいと思いますので、ご審議を賜りたいという風に思います。住所は沼田町本通6丁目4番47号。氏名、生沼篤司。昭和31年12月21日生まれの55歳であります。平成24年9月14日提出、沼田町長名でございます。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで暫時休憩致します。

16時10分 休憩

(日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案1件、事務局より意見案2件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第14、議案第59号。沼田町防衛施設周辺無線放送施設整備工事の請負契約について。日程第15、意見案第3号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案について。日程第16、意見案第4号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書案について、以上3件、日程に追加することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14。議案第59号。沼田町防衛施設周辺無線放送施設整備工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第59号。沼田町防衛施設周辺無線放送施設整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い、必要があるときは請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田町防衛施設周辺無線放送施設整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、3,979万5千円、4、契約の相手方、札幌市中央区北3条西3丁目1番地44号、置き電気工業株式会社北日本支社北海道支社、支店長、坂上聡、5、工事場所、沼田町内全域、6、工期、契約の日から408日間。平成24年9月14日提出。町長名でございます。1枚めくっていただきまして、資料と致しまして、指名業者が記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、本工事の概要について説明させていただきます。町では、現在アナログ方式の防災無線施設を運用中でございます。設置から約20年が経過しておりまして、機器の障害や補修部品の確保に支障が出始める時期となっております。このため、今回最新のデジタル無線設備での更新を行うものです。主な整備内容と致しましては、役場庁舎内親局に操作卓設備他の設置を行います。それと消防に遠隔制御装置を設置いたします。他、恵比島地区と共成地区に簡易中継局、これは15mの鉄塔方式によるアンテナと送受信装置を設置致します。それと、市街地の屋外拡声装置、6カ所ありますがそれをデジタル化するための更新を行います。その他、個別受信機と致しまして450台、これにつきましては、市街地以外の部分の更新を行うこ

ととなっております。

財源と致しましては、防衛施設周辺整備民生安定施設整備事業の補助金となっております。

以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）意見案の一括審議を行います。ここで、一括審議についてお諮り致します。この際、意見案第3号と第4号を一括して議題と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。意見案第3号と第4号は一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところでございますが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。それでは、意見案第3号と4号を一括して採決致します。意見案第3号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案についてと、意見案第4号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書案については原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって意見案2件を原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。
これにて平成24年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

16時18分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員